

## 委員会の部

### 選挙管理委員会の活動

選挙管理委員会

委員 藤沢 則昭



1. 選挙管理委員会の職務権限は、役員選挙規則（会  
例第51号）の第7条に規定されています。

- (1) 選挙人名簿の作成、選挙の告示、候補者の推薦・  
立候補等の届出の受理、役員選挙広報の公示、  
投票及び開票の管理その他選挙に関する事務
- (2) 開票所立会人及び郵便投票立会人の選任、当選  
人の決定その他選挙を実施するのに必要な事項  
の決定
- (3) 選挙権及び被選挙権の有無、投票の効力その他  
選挙の実施にあたって生じた疑義についての決  
定
- (4) 選挙運動の監督

2. 上記の規定に従って、次期役員選挙の管理、  
運営を以下のように行っています。

- ・選挙は毎年行われますが、まずその年の役員選挙  
がどの役員選挙なのか、例えば、会長選挙はあ  
るのかどうかを含め確認します。
- ・次に、選挙日程の作成です。最初に投票日の初日  
を決めます。この投票日の初日が基準となり、そ  
れから遡って何日前が選挙人名簿の作成、選挙の  
告示日、また、何日前が選挙の立候補届日とい  
うように、役員選挙規則に従ってそれぞれの日が決  
まります。
- ・全日程に先だって、選挙人に対し、選挙の立候補  
手続等についての説明会を開きます。ここで、選  
挙人からいろいろな質問を受けますが、質問の中  
には、従来経験したことのない事例を想定されて  
の質問があり、その場で即答できず、後日、委員  
会で審議し、返答しなければならないこともあり

ます。

- ・選挙人名簿の作成です。一定の要件を満たす会員  
につき、主たる事務所の所在地において選挙人と  
して登録し、その後これを会員の閲覧に供します。
- ・選挙の告示をします。
- ・また、選挙の告示直後に選挙人に対し、選挙の種類、  
選挙の告示の内容、その他の事項を記載した選挙  
通知書を発送します。
- ・候補者の推薦・立候補等の届出の受理を行います。
- ・立候補届の期間が終了し、立候補届の撤回の期限  
が過ぎたときに候補者が確定しますが、候補者の  
数が選任数を超えないときは、郵便投票を行わず、  
その日をもって確定した候補者を当選人と決定し  
ます。
- ・役員選挙広報の公示をします。
- ・選挙運動に関しての質問を随時受け付け、これに  
答えます。  
特に、このようにした場合、選挙違反となるかど  
うか等の事前の問い合わせが多いようです。
- ・投票用紙を選挙人に送ります。
- ・郵便投票を受理し、これを記録、管理します。こ  
れは、予め各投票日ごとに委員会の中から郵便投  
票管理者を決め、この郵便投票管理者が行いま  
す。また、この郵便投票の受理、管理には、予め投票  
日ごとに選挙人の中から依頼した郵便投票立会  
人に立ち会ってもらいます。
- ・投票日の末日の翌日を開票日とし、朝から開票作  
業を行います。  
これには予め選挙人の中から依頼した開票所立会  
人も来てもらい数グループに分けて開票作業をし  
ますが、細かい作業のため、かなり神経を使いま  
す。
- ・開票作業の中で、特に無効投票かどうかを判別す  
るのは神経の要る仕事です。開票所立会人にも協  
力してもらいます。
- ・開票が終わり、各候補者ごとの得票を集計し、得  
票数の多い順から当選人を決定します。

- ・当選人を直ちに公示します。
- なお、選挙における公示の手続や書類の作成、発送等は施行規則により事務局に補助してもらっております。

### 3. 正副会長会からの諮問事項や審議依頼事項等に関する審議，答申

- ・一番多いのが、選挙運動に関するガイドラインの見直しです。

これは、選挙運動において、実際に起こった事例が選挙違反となるかどうかを審議し、また、事例としてガイドラインに載せるべきものかどうかを審議します。ガイドラインは選挙の経験による積み重ねによって出来上がっているのが現状です。

- ・役員選挙規則（会令第51号）、施行規則（会令第

52号）等の改正について

立候補届、選挙活動等において選挙人からの要望等があった場合、委員会として選挙運営上の問題点がある場合、弁理士会の組織の変更があった場合等に審議します。

### 4. その他

選挙管理委員会は上記のように、選挙の管理、運営が主な活動であり、規則に従った手続を行う地味な委員会です。しかしながら、常に公正で、スムーズな選挙が行えるよう工夫と努力が必要と思われれます。会員の皆様におかれましてもご要望等が御座いましたらお願い致します。

（原稿受領 2010.1.8）

## 綱紀委員会の活動について



綱紀委員会

委員長 和田 成則

### 1. 綱紀委員会の職務について

当委員会は、会則第49条第1項に規定されている「会員が法若しくは法に基づく命令又は会則若しくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害した」か否かの事実関係の有無を調査することを職務としている。

### 2. 綱紀委員会の組織

今年度の綱紀委員会は委員長を含めて21名の委員で構成されており、事案の調査に当たる際には、委員長を除く委員の中から、委員長が事案毎に担当部長、担当部員を指名して担当部会を設置することで行うことが規定で定められている（綱紀委員会規則（会令第38号）第8条第1項）。

また、会員の処分に関わる重要な委員会であり、調査の充実、各方面の法律、例規等の正確な解釈適用が不可欠と考えられることから、顧問弁護士に付いて頂いている。

なお、綱紀委員会の委員、委員会または担当部会に同席した者、及び本会の職員には、正当な理由なく委

員会の調査に関して職務上知り得た秘密を他に漏らすてはならないとの守秘義務が課されている。（綱紀委員会規則第13条第1項）

### 3. 綱紀委員会の調査の進行

綱紀委員会の調査の進行については、綱紀委員会規則（会令第38号）、綱紀委員会細則（内規第90号）に規定されている。

概略は、以下のとおりである。

- (1) 担当部会を開催し、事案の整理、事実関係の不明点等の洗い出し等を行う。
- (2) 必要に応じて処分請求人、処分の対象となっている会員へ口頭での聴取を行う。（処分の対象となっている会員については、必ず行う。）
- (3) 必要に応じて、処分請求人、処分の対象となっている会員へ資料の補充を求める。
- (4) 提出された資料等を元に、担当部会の総員数の過半数をもって、調査の結論を定める。
- (5) 担当部会で調査の結論、結論に至った理由を証拠に基づく事実認定とともに具体的に記載した調査報告書を作成し、委員長に提出する。
- (6) 委員長が委員会を開催し、調査報告書について承認の決議を行う。（承認の決議は、委員会出席委員の過半数をもって決する。決議が得られない場合は、担当部会に調査報告書の結論または理由の修正を求めた上で再決議。）
- (7) 委員長から会長へ書面により調査結果を報告。

なお、当委員会の調査結果を元に、会長が会則第49条第1項に該当する事実があると判断した場合には、「審査委員会」に事案の送致を行い、審査委員会で会則第49条2項に定める「処分の方法」を検討することになっている。

逆に会長が会則第49条第1項に該当する事実がないと判断した場合には、その決定に対して処分請求人が不服を申し立てることが可能となっており、不服が申し立てられた場合は、「不服審議委員会」が事案の再調査を行うことになっている。

#### 4. 最後に

当委員会への調査請求件数は増加傾向にある。中でも会員同士のトラブルを発端とする事案が特に増加している。

そのような中で、これまでも行ってきたと自負するところではあるが、会員の身分にかかわる重要な委員会であるということを常に自覚し、規定に基づいて、慎重かつ正確な調査を行うよう、心がけていきたい。

(原稿受領 2009. 12. 25)

## 不服審議委員会の活動について

不服審議委員会

委員長 浅賀 一樹



### 1. 不服審議委員会の成立の趣旨

#### (1) 綱紀委員会の上級審的地位

不服審議委員会は、平成17年12月の臨時総会で決議され、平成18年4月1日から施行された新しい委員会である。

日本弁理士の会則第49条第1項には、「会長は、会員が法もしくは法に基づく命令又は会則もしくは会令に違反した場合、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したときは、当該会員を処分することができる。」とあり、何人も（当会会員だけでなく、会員以外でも）会長に対して処分請求をすることができることとなっている（同会則50条）。

当会のある会員が、上記のように法令違反や重大な非行を行い、その結果、当会の秩序を乱し、あるいは弁理士全体の信用を害したと考えられるときは、会長は、まず処分を求めた者（処分請求人）が提出した処分請求書を「綱紀委員会」に提示し、綱紀委員会はその会員（関係会員）が上記会則第49条第1項違反に該当する事実があったか否かの調査結果を会長に報告する。

そして、綱紀委員会は、関係会員に会則第49条第1項違反の事実があった旨の報告書が出されたときは、会長はその決定に基づき、「審査委員会」に送致して、さらに関係会員が会則49条1項に違反するか

否かを審査し、処分（戒告、2年以内の権利停止、経済産業大臣に対する懲戒の請求、退会処分の4種類）について決議し、会長に報告する。

しかし、旧来であれば、綱紀委員会による調査の結果、関係会員には会則第49条1項違反の事実がなかった旨の報告があったときは、それで全て終了し、関係会員はいわば「お構いなし」となっており、処分請求人にとっては、それ以上、不服の途は閉ざされていた。

そこで、綱紀委員会が、関係会員（処分対象会員）について「会則第49条1項違反の事実なし」との調査判断が出た場合に、処分請求人において未だ不服がある場合には、処分請求人が不服の申し立てを行い（会則第51条の2）、会長の指示に基づき、新たに、この不服審議委員会が綱紀委員会の調査と判断の結果の妥当性について、再度会則第49条1項違反の事実の有無について調査を行うこととなったのである。

そして、当委員会の調査の結果、やはり綱紀委員会と同様の結論となったときは、その旨会長に報告するが、もし綱紀委員会の調査に重大な見落としや、判断に重大な瑕疵があり、関係会員には「会則第49条1項違反の事実あり」と判断したときには、調査を綱紀委員会に差し戻すことなく、会長は、執行役員会の議決を経て、直接「審査委員会」に送致することとなっている。

この点で、不服審議委員会は綱紀委員会の上級審的地位を有しているといえる。

#### (2) 不服審議委員会の委員の構成

当委員会は、綱紀委員会の関係会員（処分対象会員）には「会則第49条1項違反の事実なし」との調査結果と反対の調査結果が出される場合があるが、通常綱

紀委員会では十分に調査審議を尽くしており、当委員会の構成委員が綱紀委員会と同様に弁理士だけであると、ややもすると、綱紀委員会と同様の調査結果となり易く、当委員会の中立性や綱紀委員会の上級審としての存在価値に疑義が生じる。

そこで、当委員会による調査の客観性を担保するため、委員の過半数は当会会員以外の者から選任して委嘱した委員（外部委員）とすることとなっている（不服審議委員会規則第2条第2項）。

現在、当委員会は、計5名から構成され、うち2名は弁理士委員で、残る3名は東京の3弁護士会からそれぞれ1名ずつ、日本弁理士連合会から当会に推薦された弁護士会員の処分問題に詳しい弁護士に委員をお願いしている。

## 2. 不服審議委員会のこれまでと今後

当会の会員に対する処分請求は、弁理士だけでなく、

（原稿受領 2009. 12. 14）

## 審査委員会の活動

審査委員会  
委員長 稲木 次之

審査委員会は日本弁理士会会則第55条の規定に基づき定められた審査委員会規則（会令第37号・以下規則という）により組織、職務、審査手続が規定されている。従って、その規則を読めば活動が判るので、ここでは簡単な説明と若干の感想を申し上げる。

審査委員会で審査する事案は、日本弁理士会会則第52条の規定により、執行役員会の決議を経て会長から送致されるものであるが、会長はその事案についての綱紀委員会の報告書を添付する必要がある。

綱紀委員会については別に説明があると思われるので省略するが、その調査報告書を受けた執行役員会および会長は、その事案につき審査委員会に送致するかどうかを決定する権限を持っており、この点から考えれば会長は検察官の役目を果たすように思われる。

送致された事案について審査委員会はこれを必ず審査することになり、審査の過程は、規則第3条に規定する第1から第4までの各審査部において審査部会を開き、その日から50日以内に決議をすることになる

弁理士以外の者も行うことができることから、不服審議委員会への不服申立人も、弁理士と非弁理士とがある。

これまで、発足時の平成18年度は当委員会への不服申立が1件（申立人は弁理士）、平成19年度は0件、平成20年度は1件（申立人は弁理士）、平成21年度（12月15日現在）は2件（申立人は1件が弁理士、もう1件は非弁理士）となっている。

弁理士の登録人数が激増している現在、それに伴って、会則第49条第1項違反の問題を起こす会員も増加傾向にあり、綱紀委員会の調査案件が増加すれば、当然に今後不服審議委員会へ送致されて来る案件も増加するものと思われる。その場合には、現在の5名だけの委員では、処理がまかないきれず、今後委員増員の検討も必要となるかも知れない。

（規則第6条）。

審査部においては必要な調査を行い決議を全員出席して行うが、規則第10条により決議は過半数で決定される。決議の結果は決定書を作成し、決定書が効力を生じたときは委員長を経て会長に報告することになる。

規則上は上記のように決議を行ってから決定書を作成することになるが、実際には審査部での調査、本人の意見聴取の後に主査が決定書の案を作成して、それを基に全員出席の審査部を開催するので、審査部の決議は全員一致の場合が多いと思われる。

規則第11条には「決定書を本人及び請求人に送付することにより効力を生じる」とあるが、規則のみでは本人、請求人が規定されていない。会則第4章「会員の処分」には、第50条に「何人も会員の処分について…処分を求めることができる」と規定されており、会則第51条、第52条には審査委員会に事案が送致されることが定められている。従って、規則にいう請求人とは会則による処分の請求を求める人であり、本人とは処分の請求を求められている会員を指すものと思われる。

決定書を受けた請求人及び本人及び会長は、この決定に対し異議の申し立てを行うことができ、その場合には覆審部会が開催され、審査決定を行う。

審査委員会は以上のように審査部会による決定及び覆審部会による審査決定を行うが、当然のことながら会員（本人）に対する処分は会長が行うことになる。会長は審査委員会の決議が確定し、その決議が会員の処分を求めるものであるときは当該処分を執行することになるので、その意味では会員の処分についての審査委員会の決定は、日本弁理士会の最終の決定となる。

余談であるが、審査委員会規則における委員長の職務は、委員会を招集すること（但し第1回目は会長が召集する）、委員を4つの部会に分けること、審査部からの求めに応じて会長を通じて関係人、官公署その他に対し情報又は資料の提供を申し出ること、異議の申し立てがあった時に覆審部を構成すること、の4つ

であり、審査部の決定には全く関与しないことになっている。その意味ではあまり大きな責任を持たずに済む委員長であると考えられる。

さらに今年（平成21年）は選任されてから今日まで事案の送致は全く無く、第1から第4部会のいずれも開催されていない。このことは、会員の処分に該当するような事案が起きていないか、又は執行役員会において請求人の求めに応じて事案の解決が適正に行われているかであり、いずれにしても喜ぶべきことであると思われる。願わくば、このまま一年が過ぎることを期待したいものである。

（原稿受領 2009. 12. 22）

## 紛議調停委員会の活動

紛議調停委員会

委員長 田辺 敏郎



### 1. 紛議調停委員会の概要

弁理士数の増加、業務範囲の拡大、業務内容の高度化等に伴い、今後、会員と依頼者との間において業務報酬額に関する紛議、代理手続の責任問題等に関する紛議が発生する可能性が高まるものと思われる。

紛議調停委員会（弁理士会）は、これ等会員の業務に関する紛議につき、当事者の間に入り迅速かつ公平妥当な紛争の解決を図ることがその大きな役割である。

そして、紛議調停が成立したときは、会員及び当事者その他の関係人は、調停の結果に従わなければならない（会則第125条）こととなる。

一方、調停の基本的性格として当事者の一方が同意しない限り、調停は不成立として終了することとなる。

### 2. 弁理士会（紛議調停委員会）が紛議調停を行うことができる根拠

弁理士会（紛議調停委員会）が当事者の紛議について間に入り調停をすることができる根拠規定として弁理士法第67条（紛議の調停）が存在する。

同条には「弁理士会は、会員の業務に関する紛議について、会員又は当事者その他関係人の請求により調

停をすることができる。」と規定されている。

そして、会則第120条（紛議調停委員会の設置等）には「紛議調停委員会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他関係人の請求により、調停を行う。」と規定されている。

### 3. 紛議調停委員会の組織

紛議調停委員会は、調停請求理由や証拠資料の整理等を行う「調査部」と、調停手続を行う「担当委員会」から成り、現在「調査部」は2名の委員が担当し、「担当委員会」はそれぞれ5名の委員からなる第1担当委員会と第2担当委員会の2つの委員会より構成されている。

尚、会長は、必要に応じて、学識経験者のうちから常議員会の決議を経て臨時委員を委嘱することができる。（会則第121条第13項）

また紛議調停委員会の委員及び本会の職員は、調停又は調査について職務上知り得た秘密についての守秘義務が課されている。（会則第126条第2項）

### 4. 調停手続の概略

紛議調停の手続については会則第13章紛議調停（第120条～第127条）及び紛議調停規則（会令第46号）に、その書式等については紛議調停運営細則（内規第77号）に定められている。

調停の進行概略は以下の通りである。

（イ）会員又は当事者その他の関係人は、本会对し、会員の業務に関する紛議につき、調停を請求するこ

- とができ、会長は調停の請求があったときは、速やかに紛議調停委員会に対し、紛議の調停を委嘱することになる。(会則第 122 条、紛議調停規則第 2 条)
- (ロ) 委員長は調査部に紛議調停に係る事件の調査を委託し、委員会は調査の結果に基づいて調停を行うことが相当か否かを決定する。(紛議調停規則第 3 条)
- (ハ) 紛議の調停を行うことが相当であると認められたときは担当委員を選任し、3人以上からなる担当委員会にて調停の手続が開始される。(紛議調停規則第 4 条)
- (ニ) 担当委員会の決議は、出席した委員の過半数により、可否同数のときは担当委員長が決するものであり、調停の手続及び担当委員会の議事は非公開とする。(紛議調停規則第 7 条)
- (ホ) 調停が成立し、若しくは成立しなかったとき、又は調停の請求の取下げ等により紛議の調停が終了したときは、紛議調停委員会の委員長はその旨、会長に報告し、会長は遅滞なくその結果を会員及び当事者その他の関係人に通知しなければならない。(会則第 124 条)
- (ヘ) 調停が成立したときは、会員及び当事者その他の関係人は、調停の結果に従わなければならない。(会則第 125 条)

## 5. 紛議調停に関するスピードアップ策についての検討

紛議調停制度がより一層活用されるべく前年度、「紛議調停に関するスピードアップ策について」の諮問がされた。

これに対し前年度の紛議調停委員会は会則に規定されている「調査部制度」の廃止及び本会に申し立てられた紛議の調停について、現行では会長が紛議調停委員会に委嘱することになっているが、調停の申立があったときは、会長は直ちに同委員会に回付すること等を骨子とした弁理士会会則第 13 章の紛議調停の改正案、紛議調停規則（会令第 46 号）の全面改正、紛議調停運営細則（内規第 77 号）の全面改正につき報告書が提出されている。

また同様に「弁理士業務に関する苦情相談窓口設置規則」に関する検討についての諮問事項に対しても紛議調停委員会の立場としての意見書が提出されている。

## 6. 紛議調停処理件数の現状

コンプライアンス委員会（会令第 85 号）の弁理士業務に関する苦情相談窓口における会員業務に関する苦情への対応・処置が適切に行われていることにも起因しているものと思われるが、紛議調停の処理件数は近年減少傾向にある。

(原稿受領 2010. 1. 12)

## 防災会議の活動

防災会議  
議長 岡 始

防災会議は日本弁理士会（本会）の防災体制の整備及び災害発生時の対応を策定することを目的としており（防災会議規則第 2 条）、この目的を達成するために下記のような活動を行っています。

### (1) 防災訓練

本会事務局は会務活動の拠点であり、本会の防災体制の整備に当たっては、まず事務局において災害時の本会の被害を最小限にして、事務局の機能を維持する

必要があります。かかる観点から、毎年 9 月に防災訓練を弁理士会館で行っています。今年からは東京倶楽部ビル 14 階を賃借したこともあり、東京倶楽部ビルでの非難訓練も実施しました。また、昨年および今年の 2 年連続で、消防庁から講師の先生をお招きして、災害時に役に立つ実地訓練を行いました。下記 URL にて、防災訓練の一部の動画をご覧いただけます。  
<http://www.jpaa.or.jp/topics/2009/bousaikunren2009.wmv>

### (2) 防災関連のウェブサイトの作成

防災に関する会員の意識を高めるために、ウェブサイト充実させております。日本弁理士会電子フォーラムの「弁理士会からのお知らせ」の欄における「会務活動」の防災情報をご覧いただければ、防災に関する

る各種情報を入手することができます。なお、災害時には、災害の程度に応じて、日本弁理士会のホームページを、緊急災害ページ（地方被災用）へリンクさせる、緊急災害ページ（東海大地震警戒宣言用）へリンクさせる等の処置を行います。

### (3) 安否確認システムの導入

被災時には、FAX およびパソコンが使えずに、会員の安否確認が出来ない可能性がありますので、携帯電話を利用した安否確認システムの導入を決定しました。収集した安否情報は、被災した会員が代理する案件の期限延長の交渉、被災者に対する募金の立案など、会員の利益となる活動に用いられます。

### (4) 各種マニュアルの整備

防災会議では、災害に備えて様々なマニュアルを準備しています。弁理士の防災マニュアル、特許事務所の危機管理マニュアル、および、日本弁理士会の危機管理マニュアルを、上記フォーラムの「弁理士会からのお知らせ」の欄における「会務活動」＜平静時防災ページ＞からダウンロードすることができます。「期限猶予の上申書」（弁理士の防災マニュアル内）に代表されるように、災害時に役立つ情報が満載されていますので、ご一読ください。毎年、各マニュアルを見直すことで、マニュアルの質を高めています。

### (5) 本会のバックアップ体制の確立

現在の日本弁理士会の危機管理マニュアルでは、災害時には災害対策本部を東京に設け、そこを司令塔として災害に対処する構造を採用しています。しかしながら、東京が被災した場合には、この基本構造を適用できない事態が生じるため、東京以外の場所に災害対策本部を設けて本会のバックアップ体制を確立して、災害に対処することを検討中です。この点に関して、防災会議内に小委員会を立ち上げて、活発な議論を行っています。

### (6) 新型インフルエンザに関する注意喚起

今年は新型インフルエンザが猛威を振るいましたが、このような新たな災害に対応すべく、注意喚起文書を発行しました。特許事務所の職員が罹患した場合に、どのような基準で出勤および欠勤を取り扱うかについてのガイドラインを、厚生労働省のウェブサイトを参考にして作成し、これを防災会議リポート No.38 で周知しました。

以上述べましたように、災害に対する事前の備えを充実させることで災害時の被害を最小限とし、これにより弁理士会および各会員の活動を最大限サポートできるように、防災会議は日々奮闘しております。

(原稿受領 2010. 2. 5)

## コンプライアンス委員会の活動について

コンプライアンス委員会  
委員長 羽鳥 亘



### (1) 活動内容について

(a) 会則第 48 条の 2 第 1 項でコンプライアンス委員会の基本的な立場について、「会長は、①会員の業務に関する苦情を受けたとき又は②会員の品位保持に関し必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対し、①苦情事実の確認②必要な事実調査③当事者間の意見調整（この 3 つの行為）を行うように指示し、並びに意見具申を求めることができる。」と規定しています。

(b) 本規定の前提となっている「苦情」に関する定

義規定はありませんが、この「苦情」という言葉について、広辞苑を見ますと「①難儀な事情②転じて、自分が他から害を受けている状態に対する不平・不満の気持ち。また、それを表した言葉。」と書かれています。

この言葉の意味からして、コンプライアンス委員会では扱う「苦情」とは、会員個人に対して、何らかの不満がある状態と考えております。弁理士の業務に関し、依頼者から日本弁理士会に寄せられる苦情の代表的な事例としては、「仕事を依頼する際に弁理士から説明された料金よりも、高額な料金を請求された。料金を支払っているにもかかわらず出願等の作業が行われない。弁理士報酬や出願等の手続内容について弁理士に訊ねても説明してくれない。」等があります。

尚、書面による苦情申立が年間 30 件前後、弁理士会に提出されています。

(c) 次に、コンプライアンス委員会が行う「当事者

間の意見調整」ですが、当事者双方からお互いの言い分を聞き、その内容を当事者双方に伝える行為が、「当事者間の意見調整」と考えております。

前記のように「苦情」の性質から、当事者双方から話を聞いて、その内容を会員なり依頼者に伝えるだけで、例えば「IPDLという無料のデータベースを使用した調査でなぜ弁理士報酬を請求するのか？」といった誤解に基づく苦情の場合、苦情対象会員から聞いた弁理士報酬の話とともに、一般的な弁理士報酬について担当員が依頼者に説明するだけで、苦情が解消する場合があります。

このように、会員及び依頼者から話を聞いて必要な助言を行うことで、依頼者の誤解や理解不足を解く行為が「当事者間の意見調整」と考えています。

双方の意見調整を行う中で、苦情の内容が明確となり、「会員の業務に関する紛議」として整理することがふさわしい場合には、即座に執行役員会に報告し、当事者の請求を待って、紛議調停委員会に案件を回付することになります。

## (2) 委員会構成について

コンプライアンス委員会は、「倫理部、事件予審部、事件対応部」から構成されています。

(a) コンプライアンス委員会に苦情案件が回付された場合、まず、コンプライアンス委員会事件予審部（委員長が、個別の事案毎に予審部員を指名します。）において、事案の事実確認や論点整理を行い、その後、同委員会事件対応部に回付します。

この際、処分請求、紛議調停等の処理機関が明確な場合には、方式審査のみで即座に会長に報告します。

(b) 事件対応部では、委員長から指名された担当員により、苦情申立案件につき、必要があるときは関係者（苦情申立人や対象会員）への事情聴取を行い、

聴取内容を踏まえて、事案の整理を行い、解決に向けての調整を行います。

(c) より慎重な検討を要する事案の場合、担当員から倫理部にモデル化した事案(当事者名を表示しない)を示し、倫理部が検討して意見を述べます。

(d) 担当員は、事実確認等の結果を速やかに委員長に報告し、事実確認等が終了した場合には、委員長はその結果を速やかに会長に報告します。

また、この報告を受け、執行役員会が対応を終了してもよいと判断した場合には、当事者に終了通知を送ります。

この結果としては下記のような結論となります。

(ア) 問題が解決。

(イ) 解決が困難。(意見調整の結果、残念ながらこういう場合もあります)

(ウ) 苦情の取下げ。(苦情処理の場以外での当事者の自主的解決等による) 品位保持の観点から会長への報告に以下のような意見を付すことがあります。

(エ) 会則 51 条 1 項 (会長思料) に基づく、綱紀委員会への調査請求をすべきか否か検討を求める。

(オ) 会則 47 条 (会員に対する監督)、48 条 (法令、会則遵守) による会員指導を行うことが適当か否か検討を求める。

なお、執行役員会は、報告を受けた事案が紛議調停に関するものであり、相談者から弁理士法 67 条及び会則 122 条 2 項に基づく請求があった場合は、紛議調停委員会に紛議の調停を委嘱します。

コンプライアンス委員会の職務は、秘密性が高いため、委員及び本会職員の秘密を守る義務が定められています。

(原稿受領 2009. 11. 30)

## 例規委員会

例規委員会

委員長 西 良久



する調査、研究をし、例規全般の整合性を図る措置を講ずること」にあります。

実際の業務は、執行役員会及び各委員会から答申された例規の制定案若しくは改正案及び例規に関する質問事項について審議します。

「例規委員会」という委員会名称は、他の士業にもあるのではないかと思いついてネット検索しましたが、同名の委員会は無いようです。

### 1 職務権限

例規委員会の職務権限は、「日本弁理士会例規に関



規則等検討委員会、会規制定委員会、法規委員会などがあり、職務権限も微妙に異なっていました。

## 2 構成

委員定数は25人ですが、今年度は、副委員長に坂口信昭先生、鈴木利之先生、書記に臼井伸一先生、五十嵐貞喜先生、委員に河野誠先生、松田嘉夫先生、中嶋俊夫先生、狩野彰先生（前年度委員長）、鮫島陸先生、高島敏郎先生の計11名の少数精鋭で行っています。

担当副会長は、主担当が長内行雄先生、副担当が金坂憲幸先生です。

## 3 委員会の内容

例規委員会の開催前に諮問が出ますと、事務局から全員にメールで配信されますので、各自で事前に該当箇所をチェックする余裕ができます。

委員の方々から事前にメールで意見を頂く場合もあり、ケースによっては、委員会の開催前に一応の論点整理ができる場合もあります。

委員会当日は、諮問事項について、長内先生から具体的な説明がありますが、各委員会担当の副会長、委員長又は専門家の先生が参加されて説明を受けることもあります。

そのため、例規に関して一般の会員の皆様が総会や臨時総会で知る情報を、解説付きでいち早く知ることができます。

委員会活動のメリットは、審議対象が幅広いため、広く浅くかつ早く日本弁理士会の向かっていく方向を知ることができる点にあると言えます。

審議に際しましては、「図説法制執務入門」（株式会社ぎょうせい発行）という参考書を利用します。これは、法令の仕組みや表現を分かりやすく解説した本であり、特許明細書等で使用する用語や接続詞の使い方にも大変参考になります。

また、弁理士関係法規集も必携ですが、これらの本は事務局から借用できます。

諮問の答申期限が他の委員会に比べて短いため、委員会終了後の意見交換をメールで行いながら答申案が作成されます。今年度は、1月迄に13の諮問が出され、4月に2回の委員会を開催し、8月と12月は休会となりました。

委員会活動の中で、例規委員会という敬遠する先生がおられるかも知れませんが、若い先生方にとっても意外と役に立つ委員会と言えるのではないのでしょうか。

（原稿受領 2010. 2. 13）

## 総合政策検討委員会の 特色と活動

総合政策検討委員会  
委員長 狩野 彰



### はじめに

平成21年度総合政策検討委員会委員長の狩野彰（かのう・あきら）です。

総合政策検討委員会の活動についてパテント誌への執筆依頼をいただいた。依頼内容を詳しく述べると、委員会の活動結果の報告ではなく、どのような活動を行っているか簡単に紹介する記事を要望されている。しかしながら、本委員会が特別な運営形態を多く採っているわけではなく、本委員会の性格、位置付けや諮問等のテーマが他の委員会と多少異なっているに過ぎないと思う。したがって、本委員会の特色に比重を

置きつつ本委員会の活動も紹介してゆく。

### 本委員会の特色

総合政策検討委員会は、執行役員会設置委員会の1つである。

その職務範囲は、

1. 日本弁理士会、弁理士制度、知的財産制度、知的財産支援の総合的な中・長期計画の検討
  2. 例規による委員会及び常議員会設置の委員会を除く日本弁理士会各委員会活動の総合調整に関する調査研究並びに審議立案
  3. 弁理士及び特許業務法人の経営問題についての調査、研究、立案
  4. 他の委員会に属さない日本弁理士会会務全般に関する事項の調査研究並びに審議立案
- であり、弁理士を取り巻く中・長期ビジョンの検討、執行役員会設置委員会の間の調整、他の委員会に属さ

ない会務全般の調査研究並びに審議立案であり、広範囲で様々なテーマを扱う「何でも屋」と言っても良いが、重要で複雑な重い内容について審議・検討することもある。

次に、本委員会の沿革について説明する。

平成 5 年まで 「総合政策推進機構」  
 平成 6 年 「総合政策検討委員会」設置  
 平成 15 年 「U-35 委員会」設置（活動はこの年のみ）  
 平成 16 年 「U-40 委員会」設置  
 平成 18 年 「U-40 委員会」は「総合政策検討委員会」に吸収・統合される。

平成 18 年以降は長老級のベテランの先生だけではなく、40 才以下の若手の先生も参加することができ、活気にあふれた委員会となりつつある。

## 本委員会の活動

本年度の諮問事項は、

- 諮問 1 再登録における旧登録番号復活制度導入のための検討について
- 諮問 2 企業勤務弁理士等の特許事務所以外の会員にとっての日本弁理士会の価値向上についての検討
- 諮問 3 日本弁理士会ビジネスサポートセンター（仮称）を外部機関として創設することの可能性についての具体的方策についての検討
- 諮問 4 総会の運営における、以下の事項についての検討
- (1) 委任状について（形式、提出先など）
  - (2) 定足数について
  - (3) 総議決権数の確定日について

とバラエティーに富んでいる。

諮問 1 は司法修習を受ける際に弁理士資格を抹消し、その後再登録すると、弁理士登録番号が若くな

り、経験年数が登録番号に反映されず問題であるということが背景にある。議論の中で、登録番号管理システムについて詳しく調べてみる必要があるとの意見があり、早速、事務局の担当者の方々をお招きして、説明をうかがい、詳しく質疑応答を行った。これらを総合して答申書としてまとめた。

諮問 3 は、いわゆる「外部機関」新設の検討である。国等からの多額の金がかからむ事業を日本弁理士会が受けることができず、入札をすることができないのが現状であると考えられる。このような状況では日本弁理士会が「社会貢献」を十分に行なうことができない。その解決策の 1 つとして「外部機関」を新設して収益事業を行ってはいかがかという内容である。弁理士法、会則等、知財推進計画、調査室や他のグループからの報告書などを詳しく検討するとともに、会員の立場、社会から反発等を想定しつつ答申書として苦勞の末まとめた。

諮問 2 では企業勤務弁理士が会務活動に参加しやすくするための具体的方策を探ろうとしている。本年度は、1 つ程度の特定の委員会について開催時間をアフター 5 とし、企業勤務弁理士枠を設け、1 年間その委員会を運営してみて、その結果を分析してみたいとの提言を考えている。

諮問 4 は総会と密接に関係する重要で緊急の案件である。会員数が激増しつつある中で、会則改正等の総会を開催する場合、総会成立のためにより多くの出席者あるいは委任状が必要となり、ハードルがますます高くなり、今後、総会成立が困難になるとの危機感が背景にある。会則等を十分に検討した上で、委任状様式を変更することによって、委任状の提出をより容易にし、委任状の数が飛躍的に増えることを期待したいとの結論に至っている。

（原稿受領 2010. 1. 29）

## 地域知財活動本部企画調整委員会の活動

地域知財活動本部企画調整委員会  
委員長 板谷 康夫



当委員会は、執行役員会に直属する地域知財活動本部の方針に基づいて事業の企画・調整を行うことを職務権限とし、委員には全国各支部から可能な限り1名を選出して戴き、本部と支部とをTV会議システムで繋いで開催している。

当会の地域知財活動とは、社会貢献の一貫として地域ユーザ向けに知財制度及び弁理士の活用を推進するための普及・支援事業であり、そのための組織としては、本部、知的財産支援センター、及び支部がある。知的財産支援センターは、主として自治体等との支援協定に基づく事業を行い、支部は、支部組織に応じて独自で、または同支援センターや本部と共同して地域知財事業を行う。

1. 当委員会は、会長からの委嘱に応じて、本部と支部との間にあって、支部が行うタウンミーティングやキャラバン活動等（フォーラムやセミナーを含む）について企画・調整・実行する。その企画段階では、年度始めに、各支部の意向を伺うようにしている。例年、全国9支部のうち5乃至6支部において、当地の自治体や団体・大学等と連携し、当地の産業経済の特殊性に合わせたテーマで、適切な講師等を選定し、パネルトークや寸劇、講演を行っている。なお、当委員会の埒外であるが、近畿や東海等、比較的会員の多い支部では、従前より支部独自に、パテントセミナーや児童生徒への知財授業等が積極的に実行されている。

本年度の活動の一つを紹介すると、平成21年10月21日に三重県津市で開催した、知財で“美（うま）し国おこし・三重”と題するフォーラムには160人もの出席があり、また、それに先立って、タウンミーティングの一形態として、当地の地域知的財産関係者と当会との意見交換会を開催した。この交換会では、地域知的財産関係者から知財への取組みを紹介して戴き、意見交換をした。関係者の意見は、当会の今後の地域知財活動に反映されるものと思う。

2. 当委員会は、特許庁の優良企業表彰制度に対する企業推薦を実行している。そのために、支部長や当会の附属機関長宛てに、会員から企業推薦候補を挙げ

て戴くようお願いしている。当委員会では、会員から挙げられた推薦企業の中から、所定の推薦基準に照らして当会として推薦する企業を選定し、特許庁に推薦している。当会からは、平成19年度以降、例年、数件の企業を推薦し、その内の大半が表彰を受けている。特許庁表彰を受けた企業については、当会が例年発行し、関係団体等に配布している「日本弁理士会地域知財活動報告20〇〇」に掲載し、広報している。

3. 委員会は各種諮問事項について検討して適宜答申している。本年度の諮問事項のうち、「共同支所設置のための例規及び運用の検討」及び「本会による地域の共同事務所（仮称）の設置についての検討」については、執行役員会の主導性発揮により、日本弁理士会が初めて試みる「会設事務所」の、平成22年1月、青森市での開設に向けて急展開が図られた。

その背景には、政府の「知財推進計画」の一つとして、当会には、弁理士の少ない地域において知財業務の受け皿として弁理士事務所の設置を促進することが要請されていたことから、当委員会ではかねてより、会員による県境を越える共同事務所設置の促進・支援について検討していたが、その延長線上に上がったものが、「会設事務所」である。今回の青森市での「会設事務所」は、当会と青森県とが締結した「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」の趣旨を実現するためのものでもある。「会設事務所」には、会から経済的支援をすることから、会設事務所に勤務する運営弁理士は、東北支部主導で全国会員の中から公募した。「会設事務所」が所期の目的を達成できることを願っている。

4. その他の諮問事項として、「地域活性化のための企画・立案」がある。地域活性化は、地域知財ひいては弁理士の活性化を意図して各委員から多様な案を提示して戴き、それらについて議論した。注目すべきは、各地域において知財啓蒙活動としての相談会が、当会だけでなく発明協会や商工会議所等でも定常的に行われていることから、弁理士への出張依頼は数多くあるにも拘わらず、相談件数も少なく、一部地域の会員にとっては負担を強いている面がある。そこで、新たな視点からの提案として、本会が、各支部の行うユーザ向けの知財支援事業に利用可能とする、以下のような、スキーム乃至雛形を作成し、支部に提供し、活動を促すというものが浮上している。

(1) 各地域での他士業等とネットワークを作り、こ

のネットワークの事業として相互研鑽やユーザ向け講演会のための講師派遣の用意がある旨の他士業団体向け企画書、(2) 各地域で対応できる新聞やラジオ番組等のマスコミに対して、知財情報の提供や専門家派遣の用意がある旨の広報活動をするためのマスコミ向け案内書、(3) 支部主催の支援事業で配布できる資料としての元気な中小企業を紹介するパンフレット、(4)

「課題解決型相談・コンサルティング事業」(特許庁の平成 22 年計画事業) に準ずる本会主体の事業としての、本会が支部会員を支援するスキームの策定、など。

最後に、委員及び関係者には、委員会活動に協力いただき、感謝申し上げます。

(原稿受領 2010. 1. 8)

## 弁理士推薦委員会

弁理士推薦委員会  
委員長 杉村 純子



弁理士推薦委員会は、20 名以内の会員から構成されており、本年度は下記の委嘱事項に関する活動をおこなっています。なお、外部からの迅速な要望に応えるため、委員会は集合形式だけでなく、メールによる委員会活動も活発におこなっています。

### < 委嘱事項 >

- (1) 外部からの弁理士の推薦依頼への対応
- (2) 本会より推薦した弁理士の推薦先における活動の報告の取りまとめ
- (3) 会員アンケートに基づく、会員推薦用データベースの構築
- (4) 推進計画 2009 に対応した「大学等研究機関からの特定技術分野 (IT バイオテクノロジー) における講師、相談員派遣依頼に対して、技術専門分野を踏まえた弁理士の推薦を行う」体制の構築および周知

1. 当委員会は、主として、特許庁、裁判所、税関、大学等の外部団体から弁理士の推薦依頼が本会にあった場合に、執行役員会から当委員会に委嘱された事案に対して、外部からの要望に応じた適任者を執行役員会に推薦する対応活動をおこなっています。なお、当委員会の委員には、委員会で知り得た情報について、原則秘密保持義務が課されており。

外部団体への推薦者の選任は、広く会員から希望を募るために電子フォーラム、JPAA ジャーナルに掲載したり、メール、ファックス等の適切な手段により「公

募」をおこない、推薦者が特定の会員に偏ることなく、より多くの会員を推薦できるように可能な限り配慮することを心がけています。

しかし、外部団体からの推薦依頼は押し並べて先方への回答期限が短く、しかも適切な人材を推薦する必要があるため、ケースにより各支部、附属機関、日本弁理士会内の専門委員会等に推薦のご協力をいただくこともあります。

また、必要に応じて、弁理士推薦委員会内に派遣候補者選定部会を設け、推薦委員会外より、部会を構成する委員としてのご参加をいただくことがあり、例えば、裁判所調査官推薦候補者を選定する場合には、特許庁審判部より 2 名の参加をいただいております。

なお、日本弁理士会は中立的な団体であること、弁理士法による弁理士の業務範囲の拡大及び知的財産権に関する業務の一環関与等により、現在の会員の業務は出願業務等の従来型の業務のみならず、コンサルティング、調査、契約等の分野に拡大していることより、会員を外部に派遣する事業は、弁理士業務を会員に斡旋することにならないように、推薦事項は弁理士業務に関する事項ではなく、セミナー講師、相談員等に限定されており、また、私的企業や私的団体からの推薦依頼は原則不可であるとされています。

昨年度、推薦委員会で推薦をおこなったのは 46 件で推薦人数はのべ 102 名でした。

本年度は 4 月から 1 月末時点で、別表の外部推薦依頼に対応した活動をおこなっています。

2. 外部団体への会員の活動は原則ボランティアであり、弁理士推薦委員会では、協力いただける会員を広く募るために、会員にアンケートを毎年行っています。ご協力いただいた会員のアンケート結果は、当委員会専用のデータベースとして蓄積されており、当委員会による推薦以外には使用されないようになっております。

本年度も2月～3月にかけてアンケート調査を行います。多くの会員みなさまにアンケート調査へのご協力をいただきたくお願い申し上げます。

ご活躍の会員みなさまのご協力に心より感謝申し上げます。

(原稿受領 2010. 2. 15)

最後になりましたが、委員及び事務局、外部団体で

| 依頼元             | 推薦案件   |
|-----------------|--|
| (独) 工業所有権情報・研修館 | 平成 21 年度方式審査専門官研修  |
| (独) 工業所有権情報・研修館 | 平成 21 年度事務系職員中堅係員研修  |
| (社) 発明協会        | 模倣被害アドバイザー   |
| 大阪地方裁判所         | 民事調停委員候補者  |
| (社) 発明協会        | 人材育成協力委員会委員  |
| 特許庁             | 企画調査課人事育成班 「中学校向け知的財産研修事業」事業実施機関選定のための第三者委員会委員                             |
| (社) 発明協会        | 産業財産権侵害対策等検討会メンバー  |
| (財) 日本特許情報機構    | 平成 21 年度特許版・産業日本語委員会委員及び特許明細書ライティングマニュアル作成小委員会 (共通基盤・特許 TJ・翻訳 TJ 仕様検討小委員会) |
| 文部科学省           | iPS 細胞等研究ネットワーク運営委員会 セミナー講師  |
| 特許庁             | 総務部国際課地域政策室 2009 年度事業「マドプロ加盟促進に向けた日本視察プログラム」における講師派遣                       |
| 文部科学省           | iPS 細胞等研究ネットワーク運営委員会 東北大学セミナー講師  |
| 特許庁             | 審判部 「特許性検討会」メンバー   |
| 文部科学省           | iPS 細胞等研究ネットワーク運営委員会 講師  |
| 経済産業省 中国経済産業局   | 「産業クラスター事業参画企業向けバイオ分野知財研修」講師   |
| 特許庁             | 審理改善委員会委員  |
| 特許庁             | 東京工業高等専門学校 非常勤講師   |
| (財) 比較法研究センター   | 「研究開発コンソーシアムにおける発明の創造・保護・活用の在り方に関する調査研究」に関する委員                             |
| 知的財産戦略ネットワーク(株) | 鳥取大学セミナー講師   |
| 特許庁             | 新興国知的財産権制度シンポジウム (仮題) におけるパネリストの推薦について                                     |
| 日本知的財産仲裁センター    | 日本知的財産仲裁センターからの知的財産価値評価担当の外部委員派遣依頼   |
| 特許庁             | 工業所有権審議会臨時委員及び試験委員 (弁理士試験委員) の推薦   |
| 特許庁             | 平成 21 年度地方公共団体施策等分析調査運営委員の推薦   |
| 特許庁             | 工業所有権審議会委員 (弁理士試験委員)   |
| 東北大学            | 「東北地域の資源を活かした医療機器開発と知財戦略調査に関する業務」に係る弁理士推薦候補                                |
| 最高裁判所           | 裁判所専門委員候補者   |
| 財務省関税局          | 関税法第 69 条の 5 等における専門委員候補   |
| 特許庁             | 実施登録情報処理機関選定委員会の委員   |

## 知的財産政策推進本部の活動

知的財産政策推進本部  
委員長 福田 伸一



画の調査・分析、それに対する提言、要望の取り纏め及びその実施の対応」を主たる職務権限とする委員会である。

そして、2009 年度は、

諮問事項

知的財産推進計画 2009 に関し、日本弁理士会がなすべき事項の具体的提言と立案

審議委嘱事項 1

### 1. はじめに

知的財産政策推進本部は、「政府の知的財産推進計

知的財産推進計画 2010 策定における提言内容の検討

#### 審議委嘱事項 2

外国法事務弁護士の法人化が弁理士制度に及ぼす影響についての検討と対応

#### 審議委嘱事項 3

中国「国家知的産権戦略綱要」がわが国に及ぼす影響についての検討と対応

#### 審議委嘱事項 4

中小・ベンチャー企業等からの依頼業務に関する留意事項についての検討と対応

を審議している。

## 2. 知的財産推進計画について

前項の職務権限、諮問・審議委嘱事項にもあるように、当委員会の主な審議対象は「知的財産推進計画」である。この「知的財産推進計画」は、知的財産基本法第 23 条に基づき政府・知的財産戦略本部が決定する行動計画であって、2003 年に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」として決定された後、2004 年に「知的財産推進計画」と名称を変え、毎年、進捗状況の確認、計画の見直しによる必要な改訂が加えられて今日に至っている。

この知的財産推進計画の最大の特徴は、政府としての知財戦略に基づいて策定されていることにある。そのため、特許権等の産業財産権のみならず、著作権、その他、知的財産基本法第 2 条第 1 項に規定されるすべての知的財産を対象とし、関係省庁を縦割りすることなく、省庁を横断して必要な指針・行動計画が示されているものであって、さながら「日本国の知的財産に関する事業計画」といっても過言ではないものである。

## 3. 知的財産推進計画 2009

ところで、当委員会の諮問事項の対象になる「知的財産推進計画 2009」は、2009 年 6 月 24 日付で公開された。その詳細は、知的財産戦略推進事務局のホームページ (<http://www.ipr.go.jp/suishin.html#2>) の通りであり、

- イノベーション促進のための知財戦略を強化する
- グローバルな知財戦略を強化する
- ソフトパワー産業の成長戦略を推進する
- 知的財産権の安定性・予見性を確保する
- 利用者ニーズに対応した知財システムを構築する

という 5 つの大きな柱の下、全 313 の施策が、対応すべき省庁等が明記された状態で提言されている。

上記施策中には、

- 総合アドバイザー型弁理士の能力の向上を図る (施策 78)
  - 弁理士の必要な増員や資質の向上を図る (施策 79)
  - 共同受任に関する制度の運用状況や弁護士・弁理士の活動状況等の実状も踏まえ、特定侵害訴訟における単独受任等の検討も含めた弁理士の積極的活用等について、2009 年度以降検討を行う (施策 80)
  - 中小企業が、特許出願、審査請求、早期審査請求等の出願手続を 1 回の手続で行ったり、様々な中小企業支援策を容易に活用できるように、ホームページ上のわかりやすいガイダンスの設置、電子出願ソフトの改善、各種アドバイザーによる指導、弁理士による積極的な制度説明の奨励等の中小企業支援措置を 2009 年度において講ずる (施策 306)、
- のように、「弁理士」が直接的に対象になっているもの、或いは、
- 無効判断の原因分析を行う (施策 286)
  - 特許の有効性判断に係る紛争処理スキームを見直す (施策 289)
  - 意匠の権利範囲を明確化する (施策 291)
  - 不使用商標対策を強化する (施策 264)
  - 利用者の利便性を高めるための商標制度の見直しを行う (施策 265)

のように、我々の日常的な業務に密接に関連づけられるものも多く存在する。

当委員会では、知的財産推進計画 2009 に記される全 313 の施策を精査し、日本弁理士会において具体的な対応、検討が必要と思われるものをピックアップし、一部は、その対応手法を示唆しつつ、執行役員会に「答申書」を提出した。

この「答申書」は弁理士会電子フォーラムでも閲覧可能であるので、興味のある方はご一読頂ければ幸いである。

なお、審議委嘱事項 4 は、上記施策 306 に対応するものであって、本稿執筆時点において、当委員会において日本弁理士会の具体的な対応を検討しているところである。

#### 4. 知的財産推進計画 2010 に向けて

知的財産推進計画 2010 は、民主党への政権交代後、初めて策定されるものとなる。2009 年 12 月 8 日には第 24 回知的財産戦略本部会合が行われ、活発な議論が行われた様子である (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/index.html>)。そして、おそらく例年と同時期には、現政権による新たな知的財産推進計画が策定され、公表されるものと思われる。

当委員会においては、現在、審議委嘱事項 1 に則り、この新たな知的財産推進計画に対して日本弁理士会が提言すべき内容を検討しているところである。

#### 5. その他

前記のように、当委員会では「外国法事務弁理士の法人化が弁理士制度に及ぼす影響についての検討と対応」、「中国国家知的財産戦略綱要がわが国に及ぼす影響についての検討と対応」も行っている。この 2 つの審議委嘱事項は、前年度より引き続き検討を行っている

ものである。

上記前者については、「法務省「外国弁護士制度研究会－中間とりまとめ」の「パブリックコメント」についての意見報告書を 2009 年 9 月に執行役員会へ提出した。上記後者については、逐次、JETRO ホームページ、その他により情報収集を行っているものである。

何れの審議委嘱事項も、単年度で結論付けられるものではない。したがって、平成 22 年度以降も、継続的に検討を続けることが必要であると思料する。

#### 6. 最後に

当委員会の審議事項は、何れも国家政策に直結するものである。したがって、国家政策として中長期的な見地により審議を行うと共に、継続的に審議を行うことが必要であると思料する。本稿がきっかけとなって、会員の皆様が今以上に国家戦略としての知的財産について考えて下さるようになれば幸甚である。

(原稿受領 2010. 1. 6)

## 弁理士法改正特別委員会の活動

弁理士法改正特別委員会  
委員長 森 哲也



平成 21 年度に検討要請のあったのは、審議委嘱事項であり、諮問事項ではありませんでした。

委員会は、昨年 4 月から 12 月まで、合計 7 回開催し、近畿支部と東海支部とをテレビ会議のネットワークで結び審議が行われました。

審議は、最近身につまされるテーマに関するものであることから、真剣で活発な意見交換のうちに進められました。

扱ったテーマは、①特許業務法人制度に一人法人制度を導入することについての検討、②弁理士試験制度のあり方について検討の上、論文式試験必須科目にパリ条約を主とする条約を復活させることについての検討、更に 11 月に追加された事項として、③他士業の業務報酬の現状を調査・研究し、弁理士報酬のあり方について検討することでした。

特に①のテーマは、開口宗昭副委員長に部会をお任せし、②のテーマは、弁理士制度に対する国際的な

研究をなさっている碩学加藤朝道委員に部会をお任せし、それぞれ結論をみました。そして、③のテーマは、小職が弁理士サービス価額検討委員会の副委員長を拝命していることから「委員長たたき台」を中心に検討中であり間もなく報告書を提出できる段階となっています。

各テーマの検討概要は次のとおりです。

#### 1. ①特許業務法人制度に一人法人制度を導入することについての検討

結論 「一人法人制度の導入は必須であり、この改正は日本弁理士会が取組むべき喫緊の課題である。」

理由の概要 激変する経済環境の中で、知的財産立国を野に在って支える特許事務所の永続性と専門性と機動性の担保は、弁理士制度の維持発展のために重要である。

それには、いたずらに規模の大型化を目指すことは制度への需要に答えることにはならず、小規模でも永続性をしっかりと担保すれば、専門性と機動性は自然に担保され、制度の健全な維持発展に貢献することができる。

そのため、小規模事務所の典型であり、最も多数である一人事務所の法人化は、事務所経営の透明化に

よって、トレイニー弁理士の育成と社員弁理士への参画の道を創ることが肝要である。

そして、一人業務法人は、例えば弁護士法人のように他士業にもあり、これを否定する積極的理由は見当たらない。

## 2. ②弁理士試験制度のあり方について検討の上、論文式試験必須科目にパリ条約を主とする条約を復活させることについての検討

結論 条約は論文試験の独立した科目として出題されることが必要であり、このことは日本弁理士会が全力を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

理由の概要 平成17年の弁理士会総会において、総会決議の一部として弁理士の定義がなされている。

「弁理士とは、技術と法律の素養を有する国際的な知的財産の専門家である。」と。

この定義中、「国際的な」特徴、すなわち「国際性」を担保するのが条約類の論文式必須科目であったが、行政の頂点にある規制改革会議の「制度参入」を容易にさせる圧力で、平成12年の弁理士法改正で除外された。

その結果、弁理士の「国際性」は実質的に担保されない制度に弁理士制度自体が大きく歪められて現在に至っている。

このままでは、わが国の弁理士制度は、国際競争力を失ったままで、国際的な業務を満足に遂行することも、また、WTO 付属書-1B の GATTs の流れの中で他国同業をリードすることはおろか対等に交流することすらもままならなくなる。

弁理士試験の現状は、択一式試験に2～3問、論文式試験の産業財産法の各科目の中で条約類を絡めて出題しているとされるが、択一式は産業財産法全般にわたる知識をフィルタにした論文式試験への足切りが制度趣旨であることから、上記問題数に限られ、論文式は論理的素養の担保が制度趣旨であるところ、条約類はまともな問われかたをしていないのみならず、出題のかたちが難しいせいも、毎回の出題はない。

したがって、ここ10年余にわたる弁理士試験の合格者たる弁理士は、国際的な能力が不十分であるとの指摘が産業界からも出されるようになった。

## 3. ③他士業の業務報酬の現状を調査・研究し、弁理士報酬のあり方について検討すること

結論 (検討途上) 弁理士報酬は、準公定のかたちをとれるように弁理士法の改正をするべきである。

理由の概要 この問題は、規制改革会議の他に独禁法の競争政策が加わり、やはり平成12年の弁理士法改正によって、旧来市場との合意により機能していた弁理士事務報酬標準額表の廃止されたことに端を発する。

弁理士事務報酬基準額表は、改正前の弁理士法(以下「旧法」)第14条に、会則にこれを規定すべしとされていた。

その結果、弁理士業務では、価格競争の連鎖が起こり、異常なダンピングをする者が続出し、この値下げ競争に勝ち残った者による独占・寡占の世界に向かうバイアスが働き、クライアント側も、企業内での予算要求の根拠を失ってしまい大いなる混乱を起こした経緯がある。

何故に法律で規定してあったかといえば、弁理士制度が法律によって制定されている「公共性」のある制度であり、その資格者である弁理士が提供する役務は「準公共財」である、との観点からである。

そもそも国家資格制度は、規制改革会議がいう競争によって役務の質を向上することはできないし、そこに価格競争の連鎖を起こさせることは、制度上親しまないものであるという見解で一致をみた。

そこで、この問題は、弁理士制度の「公共性」の再認識をして、これを根拠に弁理士法の規定に弁理士の事務報酬に関する規定を復活するべきであるとの結論に至った。

弁理士法に弁理士の事務報酬関係の規定を復活させることは、平成13年に公表された公取委の資格制度に関するガイドラインに整合するし、そうしないままに、どのように会則などを整備したところで、事務報酬標準額表を運用した途端に、弁理士会は独禁法8条の競争制限行為をすることとなり、排除命令の対象になることが判明した。

(原稿受領 2010. 1. 8)



## 広報センターの活動

広報センター

センター長 高橋 英樹



### 1. 概要

#### (1) 組織

2009年度は、担当副会長、担当執行役員に加えて47名の委員で活動しています。内部には、副会長、執行役員、センター長、副センター長（5名）からなる正副センター長会議と、事業別に組織された5つの部会が組織されています。

2009年度は、広報活動の強化を重要なテーマの一つとしています。このため、本誌「パテント」の情報発信力を広報活動に活用する目的で、前年度まで独立した委員会であったパテント編集委員会が本年度から5番目の部会として広報センターに加わっています。パテント誌は、機関誌として会員各位に配布されている他、1,000部超が外部組織に定期購読されています。このため、情報発信媒体としてパテント誌を活用することは、効率的な広報活動を展開するうえで極めて有効であると期待されています。

#### (2) 附属機関化

広報センターは、「センター」という名前が付されてはいますが、他の「センター」とは異なり、本年度まで委員会として位置付けられていました。先の総会での了承を受け、2010年度から、広報センターが名実ともに日本弁理士会の附属機関となります。附属機関化の主な狙いは下記の3点です。

##### i) 企画力の増強

委員会としての広報センターでは、実質的に広報事業を企画することができませんでした。附属機関化により活動の自由度が増すため、より有効な広報事業の企画が可能になるものと期待されています。

##### ii) 継続性

委員会では委員の任期が1年であるのに対して、附属機関ではその任期が2年となり、年度毎に半数が改選されます。附属機関化により委員の継続性が担保されたことにより、複数年度に跨る事業や、年度明け早々の事業への取り組みが容易になることが期待されています。

### iii) 関係機関との連携強化

広報センターには、研究活動や社会貢献活動など、日本弁理士会内部で行われている様々な価値ある活動を広く社会に広報するための情報発信が求められています。そのためには、支部、附属機関、委員会など各種関係機関の情報が広報センターに集まること、つまり、広報センターが、文字通り情報のセンターであることが必要です。他方、広報センターには、TVや雑誌を初めとするマスコミ各社から様々な取材の申込みがあります。取材テーマに関連する関係機関には、その道のエキスパートとして対応をお願いすることも必要となります。附属機関として、関係機関との連携強化を図れば、これらの活動をより効率的に進めることができるものと期待されています。

## 2. 広報活動の内容

### (1) 紙媒体（パテント誌を除く）を用いた広報活動

各種イベントでの配布等を目的として、下記紙媒体を作成、更新しています。

- i) 「弁理士 info」 官公庁、各種団体、一般等に年間10,000部程度配布。
- ii) 「ヒット商品はこうして生まれた」 年間14,000部程度（配布先同上）
- iii) 民間業者の「知的所有権（著作権）登録」の勧誘に気をつけましょう 年間3,500部程度（配布先同上）
- iv) 「知的財産を活かした事業戦略」 年間6,300部程度（配布先同上）
- v) 「パテント・アトニー」春、夏、秋、冬号 各33,000部程度（配布先同上）
- vi) 「はっぴょん通信」全国の小・中・高校等に55,000部程度

### (2) 日本弁理士会Webサイト(会員専用サイトを除く)による広報活動

2007年度に全面リニューアルした後、随時情報のアップデート、新コンテンツの追加を実施しています。

### (3) マスメディア対応

取材対応による受動的情報発信と、記者会見や広告掲出による能動的情報発信を行っています。

#### i) 取材対応

ex. 日経新聞「会長インタビュー」、共同通信社「知

財高裁について」など。

## ii) 記者会見（概ね2月に1度の頻度で開催）

- ex. 「特許コンテスト、デザイン特許コンテスト」  
「不正商品問題への日本弁理士会の取り組み」など。

## iii) 広告掲出

- ex. 日刊工業新聞及びフジサンケイビジネスアイ「発明の日」広告  
ジャパントイムス「弁理士の日」広告等。

## (4) イベント事業等

弁理士及び日本弁理士会の認知度向上のため、イベント事業等を利用して下記のような広報活動を行って

います。2009年度の主な活動は下記の通りです。

- i) 東京メトロ駅看板掲出（虎ノ門、溜池山王、霞ヶ関、国会議事堂前）  
ii) 弁理士制度110周年企画 会長インタビューポスター作成  
iii) ノベルティ（三色ボールペン）作成

## (5) パテント誌編集

年間12冊の月刊誌編集に加え、年間2冊程度の別冊編集を行っています。発行部数は、8,000強の会員向け部数に、外部定期購読者用の部数を加え、現在では毎号10,000部程度となっています。

（原稿受領2010.1.8）

## 知財流通・流動化検討委員会の活動 ～弁理士大航海時代の 海図を求めて～



知財流通・流動化検討委員会

委員 山田 大樹

### 1. 活動概要

当委員会は、我が国及び諸外国が有する特許権等の知的財産（権）の積極的な利用・運用を図り、その流通流動化を推進するための調査・研究を5年程前から行って参りました。さらに近年では、「特許コントロール」の問題も顕在化しており、その動向も調査・研究の対象にすることと致しました。

これらの活動は、「権利化後」の働きかけとして世界的には脚光を浴びている部分もありますが、現実的には数々のハードルが聳え立ち、我々が真に目指すシーンに至るまでは、まさに前途多難であると痛感した年でもありました。

当委員会は、発足当初より知財の証券化・知財信託・知財担保融資等の知財をシーズにした資金調達についても検討を行って参りましたが、元々金融業界の取り組みは限定的であり、さらに一昨年のリーマンショックから引き続き不景気で、こうした取り組みにも停滞感が漂っております。

そこで、本年度は新たな知財運用の道標を作ること

を目的とした以下の活動について、概略をご紹介します。

### 2. 具体的活動

#### (1) 各組織・団体の取組の研究

##### ①民間組織

従来から知財の流通に関しては、日本国内よりも欧米で数多くの実績が報告されているため、様々な流通業者にアプローチし、意見交換を行いました。

主だったところでは、知財のオークションや譲渡・ライセンスの代理交渉を行っている米国の複数の会社について、ご担当者を招きその活動を伺いました。詳細は割愛いたしますが、彼らは我々が思いもつかないドラスティックなやり方で、次々と新たなビジネスモデルを構築しています。彼らのリスクを伴いながらも新しい獲物（市場）を追おうとする積極的な姿勢は、我々も学ぶべきところがあると感じました。

##### ②地方公共団体

「知的資産経営」という言葉が登場して久しいですが、地方公共団体では「京都府」が他の都道府県に先駆けて、独自の活動を行われていることを知り、当委員会で同府に赴き、その活動内容を伺いました。

同府は、「知恵を生かす、知恵を学ぶ、知恵を守る」をスローガンに「知恵の経営」と称してサービス業、卸売業等を含む中小零細企業の知的資産経営を商工会議所等とともにサポートしています。このような分野にも弁理士の新たな職域があるのではないかと考え、

当委員会として今後も京都府の活動をウォッチングして参る予定です。

## (2) 知的資産経営報告書の作成業務の検討

上述の京都府の活動でも行われておりましたが、企業が有する知的資産及びその運用の「見える化」を図るためのツールとして「知的資産経営報告書」（以下「報告書」）の作成というものがあります。報告書についての明確な定義や決まったフォームはありませんが、企業に内在する知的財産・資産を外部に開示することにより、金融機関から資金調達をする際等に必要ディスクロージャー文書の一つにもなり得ると考えられ、この作成もまた弁理士の新たな業務になるべきものとして検討を重ねて参りました。

ちなみに、京都府の場合には、資金調達のためだけでなく、報告書の作成作業を通じて経営指針を外部はもちろんのこと、社員等の内部の方にも知ってもらうことにより、会社の「よさ」と「わるさ」の共通認識を持ち、業務遂行の士気につなげることも目的としておりました。

報告書はまだ産声を上げたばかりであるからこそ、弁理士は単にその作成のお手伝いとしてだけでなく、具体的な運用方法（使い道）までも示し、「報告書作成なら弁理士に頼もう」という世論を作り上げることが有用と考えております。

## (3) 知財流通・流動化事務局の設置についての検討

知財流通・流動化事務局（以下「事務局」）とは、まだ構想段階ではありますが、弁理士のネットワークを利用して、知的財産権の流通をサポートする機関をいいます。例えば、弁理士「甲」のクライアントであるA社が自社の特許のポートフォリオの強化のため、B社の特許権の一部について譲渡又はライセンスを希望していた場合、甲が事務局を介してB社をクライアントとする弁理士「乙」との連絡を行い、条件設定や契約書の作成をサポートするものです。

大企業同士であれば知財の担当者が行うことも可能ですが、中小企業や個人事業主であればそのような人的資源がない場合が多く、また、弁理士同士の交渉において、必ずしも両者が知り合いとは限らないため、ファーストコンタクトの際に事務局を利用することにより、その流れがスムーズになると考えられます。事務局の構想は当委員会に在籍する委員から発案されたもので、今後より具体的な形にしていく予定です。

## 3. おわりに

出願件数の減少、弁理士登録者数の増加により、業務範囲の拡大が急務となっている現状はご存じの通りですが、当委員会は諸先生方のためにも荒海の大先遣隊として、大航海時代を渡り切るための海図づくりを行って参る所存であります。

(原稿受領 2010. 1. 18)

## 特許委員会の活動報告

特許委員会  
委員長 黒川 恵



### 1. 日本弁理士会内の活動

50名の大所帯である特許委員会は、いずれも特許委員長経験者である西島副会長、江藤執行理事の下、4名の部会長によって、大局を見失うことなく、肌理の細かい活動を行っている。

#### (1) 部会と全体会

特許委員会は、通常、15時から18時の3時間を、前半の「部会」と、後半の「全体会」との2部構成と

している。

#### ① 4つの部会と公開フォーラム

特許委員会への諮問事項は、「特許法改正事項及びその運用」、「国際的特許制度」、「権利行使の際における特許権の安定性に関する特許制度の在り方」といった普遍的なテーマに加え、「特許法36条」、「特許法37条」、「発明の認定」といった今年度限りの個別的なテーマについて、「調査」、「研究」、「提言」を行うことである。

各諮問事項を4つの部会に割り振り、各委員はそれぞれが希望する部会に所属し、各部会において、1年間にわたって調査・研究を行っている。各部会は、単に答申書・報告書を作成するだけでなく、3月に東京、大阪、名古屋で開催される合計で1,000人規模の公開フォーラムにおいて、それまでの成果を発表して

いる。

## ②全体会

部会全体の調整を行うと共に、下記の対外的な活動についての報告を行なうことにより、委員会全体で特許に関する各種の情報を共有すると共に、日本弁理士会内での対応を検討している。

## (2) 委員会外の活動

### ①パブリックコメント対応

特許庁などにおけるパブリックコメント募集に対応している。数が多いだけでなく緊急なものばかりであり、メールでの対応となることが多い。

### ②日本弁理士会 HP (Q&A 改訂作業)

日本弁理士会 HP に掲載されている“Q&A Regarding Japanese Patent Practice”の国際活動センターによる改訂作業に協力するため、現行 Q&A の問題点を洗い出す作業を、各委員が夏休みの宿題として対応した。

### ③講師派遣

日本弁理士会各支部で開催される講習会への講師派遣、日本弁理士会研修所への講師派遣を行った。

## 2. 対外的な活動

特許庁、日本知的財産協会などと様々な対外的な活動をしている。

### (1) 特許庁技術懇話会との意見交換会

特許・実用新案の現役審査官及びその OB は、特許庁技術懇話会（通称「特技懇」）の会員となっている。例年、特技懇のメンバーである現役審査官との意見交換会を年に 4～5 回実施している。現役審査官の生の声を聞くことができ、各部会での調査・研究に大いに役立てることができた。

### (2) 特許性検討会

特許庁審判部が主催する検討会であり、機械・化学・電気分野の検討会委員が特許委員会から選出されている。特許性検討会は、平成 18 年度より毎年開催され、産業界、弁護士、審判官とともに、技術分野別に 2～3 件の裁判例を研究する会であり、報告書は特許庁 HP で公開されている。検討会に参加した委員には、検討内容を特許委員会の全体会で発表していただ

き、問題意識を共有している。

### (3) 特許制度研究会

昭和 34 年法の制定から 50 年が経過しようとしている今般、特許制度の在り方について、原点に立ち返って包括的な検討を行うための特許庁長官の私的研究会として設置されたものである。日本弁理士会内に設置された対応ワーキンググループに委員長が属し、特許委員会では、全体会にて、随時、特許庁 HP で公開された研究内容を共有した。また、本研究会は、昨年末に「最終報告書」を公開したが、これに対する意見を各委員から募った。

### (4) 知的財産協会特許委員会との合同委員会

日本知的財産協会の第 1・第 2 特許委員会との合同委員会を 11 月に開催した。日本弁理士会の特許委員会による研究テーマと重なるものが多く、実りのあるものとなった。

### (5) 審査基準専門委員会

産業構造審議会の特許制度小委員会内に設けられている専門委員会に委員長がオブザーバーとして出席した。この専門委員会は、これまで、特許庁内で案を固めた後にパブコメを求めていたものを、検討手続の透明性を図ることを目的として、日本弁理士会、日弁連、産業界などの各界から審査基準を検討するために設置された委員会である。審査基準の関連資料として「進歩性のケーススタディ」が発行されることとなり、また、新規事項について、平成 18 年（行ケ）第 10563 号事件の大合議判決に整合するよう審査基準の明確化をする改訂を行うことで了承が得られたことを特許委員会の全体会で共有した。

### (6) 日本知財学会フォーラム

日本弁理士会は、例年 6 月に社団法人日本知財学会が開催するフォーラムにおいて発表する機会を得ている。ここ数年は特許委員会が主体となって発表を行っており、「発明の認定」について発表すべくその準備を行っている。

(原稿受領 2010. 2. 9)

## 意匠委員会の活動

意匠委員会

委員長 山本 典弘



本年度の意匠委員会は、全体会の他に4つの部会「第一部会：審決判決分析、第二部会：外国関係、第三部会：日常業務、第四部会：諮問事項“意匠登録出願代理業務の重要性を周知するために必要な方策”を中心」を設けて活動をした。(部会がメインであったので)各副委員長の元での部会の活動を中心に報告する。

.....

(1) 第一部会では、「3条1項3号」案件を中心に公報に図面が掲載された審決判決の要約を作成し、作成した要約は定例会議開始前30分間で発表している(この発表は3年目に入って、恒例化している)。もともと、24条2項新設以降「類否判断主体」「公知意匠参酌の有無」についての統計的な分析からはじめた企画であり、加えて、今年は「“審判決にみる類否判断基準”作成に着手する」上で(本題はだいぶ先である)、審決の結論が取消訴訟で逆転した案件について、いくつか分析した。

会員の方は、過去2年分の意匠審決・判決について、「電子フォーラム」の以下のサイトに掲載してあるので参照されたい(本年度分も完了後に掲載する予定)。

TOP>弁理士会からのお知らせ

>答申書・報告書 実務系(特実意商)

>報告書「最近の意匠に関する重要審決・判決の紹介」

>08/4/4, >09/4/16

また、ある程度まとまった段階で、何らかの方法で、成果を会外にも発表したいと考えている。

(2) 第二部会では、WIPO・SCTへの代表派遣の他、継続研修として、12月に大阪・名古屋・東京で「中国・韓国・台湾の意匠制度」のセミナーを開催した。これは、昨年の欧州共同体意匠に続くもので、会員の業務拡大に資するようにとの視点でまとめた。本年度は、10月に中国専利法改正が入り、意匠分野の改正点が多く、実施細則、審査指南の正式版が公開されない中で、諸方面へ奔走して情報収集した。

会員の方には、昨年の欧州共同体意匠制度がeラーニングで公開済みであり、今年のコテンツも中国の実施細則、審査指南が確定した後にeラーニン

グで収録する計画であるので、参照されたい。

(3) 第三部会では、日常業務における問題点の拾い出しがメインであるが、外からの持ち込み(?)パブリックコメント類が多く、なかなか本題に入れずに、じっくり検討とはいかなかった。

「特許法登録令施行規則」の改正問題(表面化されてないが、かなり大きな問題)の意見書、「意匠審査基準への意見書」などをまとめた。

「意匠では権利範囲(類似範囲)が分かりにくい」という声が多く「審査基準の面から類否範囲を分かりやすく」という観点から、産業構造審議会の意匠制度小委員会・審査基準WGでの議論が進んでいる。「審査基準への意見書」はこのWGの議論に先立ち、出した意見で、「一般的な審査基準の記載を見直すより、個別案件の類似範囲を分かりやすくする(公報記載の公知意匠に軽重を付けるなど)」などの提言をまとめた。

また、画像意匠については、改正審査基準に基づき登録がなされている。昨年の委員会で「一意匠の基準が創作過程を反映していない(厳しすぎる)」旨の意見書を出しており、登録意匠の傾向を分析した。

(4) 第四部会では「意匠登録出願代理業務の重要性を周知するために必要な方策」に関する諮問をまとめ、前期に答申書を提出した。

答申をまとめるに際して、産業財産権全体を取り扱う日本弁理士会のパンフレットなどを分析すると、全体に「特許・商標」と記載されていても、(意匠の軽視か!と思えるほど)「意匠」「デザイン」という用語が欠落しているものが見受けられた。このような現状分析から産業財産権における意匠の重要性や、意匠を周知させるためのキャッチフレーズ案も含めて、答申をまとめた。

今後は、「意匠」「デザイン」を周知させる方策について、次年度で企画していく予定である。

また、個人的にはこの問題を通じて、今後「代理業とは何か?」「意匠とは何か?」という課題も掘り下げて検討できたらと考えている。

また、税関研修を実施したが、第四部会では、意見交換会用のテーマ出し、委員会内の事前レクチャーを実施してもらった。

(5) 他団体交流としては、例年同様、特許庁意匠課の皆様、知的財産協会意匠委員会の皆様とは有意義な意見交換ができています。加えて今年、日本インダス

トリアルデザイナー協会（JIDA）職能委員会のデザイナーの皆様との交流が再開でき、今後の発展が期待される。

.....

本年度委員会立ち上げに際して「『企業活動に役立

ち、デザイナーが元気になり、弁理士が活躍できる意匠法をさぐる』そして法目的の達成」というテーマを出したが、半歩は前進できたかな、という程度であろうか。次年度に期待したい。

（原稿受領 2010. 1. 14）

## 商標委員会の活動

商標委員会  
委員長 **高梨 範夫**

商標委員会は下記の事項をその職務権限とし、適宜適切に対応します。

### 記

1. 商標の制度及び審査基準の調査，研究
2. 商標に関する国際条約の調査，研究
3. 商標法，不正競争防止法及び商標関係条約に関する重要事項について関係官庁，諸団体等に適切に対処すること
4. ドメインネーム等のインターネット上の表示についての保護に関する調査，研究
5. 調査研究成果物の内外への発表

以上

商標制度に関する動きとして、特許庁は「新しいタイプの商標（色彩のみからなる商標，音の商標，動く商標，位置商標，ホログラム商標，香りの商標等）」のうち幾つかを商標登録の対象に加える方向で検討しています。同テーマは、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会内に設けられた検討ワーキンググループにおける討議を経て、現在、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会の議題として審議されるに至っています。商標委員会では、これに対応して、新しいタイプの商標の概念・諸外国における登録制度の現状・登録の必要性・出願時における商標の特定方法・他商品識別力の有無や商標の類否・登録に適さない商標・登録後の保存と公開・権利範囲・著作権法その他の法律との調整等について調査研究を行ってきました。また、同テーマについて、特許庁の意見募集に対して意見を述べたり、特許庁の担当官（総務課制度改正審議室他）との意見交換会を行ったりしています。

更に、「新しいタイプの商標」の他、「著名商標の保護の在り方」「登録後に普通名称となった商標の取消制度等の創設」「国内外の周知な地名の不登録事由への追加」「登録異議申立制度の見直し」「商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見直し」が産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会における今後の検討課題とされており、商標法改正に発展する可能性を秘めています。商標委員会では、これらのテーマについて、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会による審議が行われるのに先駆けて調査研究を行っています。

また、審査基準等については、最近では「早期審査・早期審理の運用の見直し」「歴史上の人物名からなる商標登録出願の取扱い」「商標法第4条第1項第2号，第3号及び第5号の規定に基づく告示」「類似商品・役務の審査基準の見直し」等に関する特許庁の意見募集に対して、これらを検討し意見を述べています。その後、「早期審査・早期審理の運用の見直し」「歴史上の人物名からなる商標登録出願の取扱い」「商標法第4条第1項第2号，第3号及び第5号の規定に基づく告示」については特許庁から運用指針が発表されましたが、数年後に実施されると見込まれる「類似商品・役務の審査基準の見直し」については、引き続き調査検討を続けます。

国際条約については、世界知的所有権機関（WIPO = World Intellectual Property Organization）の「商標法等に関する常設委員会（SCT = Standing Committee on the Laws of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications）」や「マドリッドシステムに関する作業グループ（Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration of Marks）」に毎回オブザーバーを派遣しその動向について調査研究しています。また、時に応じて、これらの事項あるいは他国の商標制度について見解を表明することのできる機会もあります。

上述のように商標法等に関する特許庁のパブリックコメント募集に応じて意見を述べる他、法律や政省令の改正あるいはその運用について公式・非公式に特許庁と協議したり、特許庁が他国の関係官庁と行う協議について希望を述べたりしますが、こればかりでなく、商標以外の事項も職務権限の範疇であり、例えば「新しいドメインネームの導入」に関するパブリックコメントに意見を述べる等、特許庁以外の官庁に対応することもあります。また、日本知的財産協会等の民間団体との意見交換会を行うこともあります。

一昨年には全ての弁理士に一定レベルの商標実務能

力を担保することを目的に、商標登録出願実務マニュアル「商標登録出願代理業務ガイド（～高度な出願代理業務のために～）」を作成し、日本弁理士会電子フォーラムに掲載しました。また、対外的には日本知財学会主催の学術研究発表会において一般発表を行う他、外部組織の専門委員会への委員の派遣、地域団体商標等に関する相談窓口等への相談員の派遣、地域知財活動本部の企画する地域知財活動事業への協力活動を行うこともあります。

(原稿受領 2010. 1. 18)

## ある日の活動風景

ソフトウェア委員会

委員長 来栖 和則



13時。ほとんどの委員が既に顔を見せています。遅れてくる委員が会議室内に入りにくい雰囲気がありますが、これも本委員会のよき伝統かもしれません。

まず、全体会が行われ、そこでは、一般事項等の連絡の後、恒例の判例発表があります。月ごとに割り当てられた担当者が、最近のソフトウェア関連発明の判例について、自ら事前に分析し、その結果を本委員会で報告します。その分析が不十分であれば、他の委員から容赦なく指摘され、自由闊達な議論が行われます。その中で、様々な視点が養われます。

開始から2時間が経過しました。他の委員会であればこの程度の時間で一回の委員会が終了すると聞いておりますが、本委員会では、ここから諮問事項に応じた部会ごとの活動が始まります。

第1の部会では、審査基準を今一度深く掘り下げて研究しています。もちろん、基本的事項の研究が主体ですが、実務に直結する事柄がほとんどです。担当者は、成果報告のため、基本的に同じ部会内でセミナーを行うことになっています。人前で話すことができないうちは、担当者の理解が不十分であると判断されます。したがって、1年間の活動終了時には、ほとんどの委員が立派なセミナー講師として活動できるほどの知識や発表能力を習得することになり、例年、年度の終わりには、地方でのセミナー講師を担当させていた

だいております。

第2の部会では、全体会での判例発表の成果を集約して、裁判所の判断の傾向を分析しています。判例ごとの個別の検討結果は、これまで、パテント誌を通じて皆様に随時紹介しておりますが、これまでは、体系立った見解を表明してきませんでした。この部会は、そこを補うべく、活動しております。

第3の部会では、日米欧の最新の審査基準や関連審決、CAFCの最新の関連判決を分析し、比較検討しています。検討結果を広く報告する手法として、本年度は、外国代理人を招いたパネルディスカッションの開催の可能性を検討いたし、その結果、本委員会内で開催いたしました。来年度は、是非とも皆様の前で開催したいと考えております。

もちろん、この第3の部会の作業には高度の英語力が要求されます。しかし、単に発音がいいとか、立て石に水のごとく英語を話せるとか、そのような枝葉末節にこだわってはおりません。大切なのは、外国代理人も含めて、本当の意味でコミュニケーションができるか否か、それに尽きます。これからの時代、弁理士に最も大切な能力の一つにコミュニケーション能力があると本委員会は考えております。

ここまで読むと、本委員会で活動することは厳しそうに感じるかもしれません。しかし、参加する意思があるのであれば、とことんやりぬくことが大事であり、成し遂げた者にだけ見える光を、多くの会員と分かち合いたいと思っております。それは、お金を払っても得ることのできない貴重な財産です。

(原稿受領 2010. 1. 10)

## バイオ・ライフサイエンス 委員会の活動

バイオ・ライフサイエンス委員会  
委員長 石埜 正穂



バイオ・ライフサイエンス委員会（通称バイオ委員会）の本年度の構成は、メンバーが28名、5部会より成り、担当役員は本多一郎副会長と井出正威執行理事です。主な活動としては、次の諮問事項に関し、部会ごとに調査研究を行っております。なお、5番目の諮問事項は佐藤辰彦元弁理士会長の肝いりで、本年度から追加されたものです。

1. バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究（吉田尚美部会長）
2. バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究（清水義憲部会長）
3. 生物多様性条約に関する調査・研究並びに植物新品種の保護・強化に関する調査・研究（井内龍二部会長）
4. 日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査・研究（越智豊部会長）
5. 大学発バイオ知財の日本弁理士会におけるサポート体制の構築に関する企画・調査・立案・研究（反町洋部会長）

委員会で調査研究して纏めた内容は、答申書として年度末に会に提出しております。またそれに加えて、各部会や委員の発意に基づき、公の場における発表も積極的に行っております。2009年度に関しましては、6月に開催された日本知財学会の年次学術研究発表会で4件の報告を行いました。また、パテント誌7月号にバイオ・ライフサイエンス委員会の特集を組んでいただき、論文4編を発表しました。一方、iPS細胞の知的財産につき、昨年第4部会の場を活用して調査検討した内容や、製薬協の知財支援プロジェクトに依頼されて委員会内で解析した内容も含め、バイオ委員長が9月に弁理士継続研修を行って解説しました。

このほか、3年前より、日本知的財産協会のバイオテクノロジー委員会と年1回の交流会を開いております。本年度は再生医療（細胞の特許）や改訂審査基準

に関する内容について検討を行いました。活発な議論が交わされ、大変有意義な会となりました。

一方、最近では、国の施策の関係もあり、バイオ関係の知的財産に関わる諸課題が注目を集めております。日本弁理士会でも当然のことながらこれらに戦略的対応をしていく必要があるのですが、対象内容が専門的な場合など、バイオ委員会に対して執行部から課題検討の依頼がなされるケースも多くございます。また、弁理士会として重要な課題については、会長/副会長下に臨時に立ちあがったプロジェクトチームにバイオ委員会から主要メンバーが参加してこれを検討することもありました。それらの具体的内容は以下のとおりです。

### 1. iPS細胞関係の「オールジャパン」知財支援への対応（昨年度から）

弁理士会長および担当副会長下、バイオ委員会抜粋メンバーを含んだ「iPS細胞支援プロジェクトチーム」がたちあがり、弁理士会としてどのような支援が可能か等につき、検討を行ってきました。

### 2. 製薬協の「大学知財支援プロジェクト」等に関する対応（昨年度から）

#### ①知財支援プロジェクトのアドバイザー委員会への参加

知財支援プロジェクトの定例アドバイザー委員会に「iPS細胞支援プロジェクトチーム」を代表して越智・前バイオ委員長と現バイオ委員長（前第4部会長）がオブザーバとして参加しました。

#### ②知財支援プロジェクトのiPS出願解析支援

知財支援プロジェクトが大学の研究者に説明を行うための資料として、バイオ委員会抜粋メンバーで過去のiPS出願経緯を解析し、その結果を提供しました。

#### ③知財支援プロジェクト（現在はIPSN）への講師派遣等における協力

講師派遣については、専門性の高い内容であることから、バイオ委員を中心に候補者の人選を行い、支援センターに情報提供しております。

### 3. 産業上利用可能性等審査基準改定に関すること ・政府の知的財産戦略本部・先端医療特許検討委員



会対応（昨年度～今年度5月）

バイオ委員会抜粋メンバーを中心として担当副会長下にWGが立ち上がり、先端医療特許検討委員会委員である佐藤辰彦先生のバックアップを行いました（清水・元バイオ委員長がWG長）。また、医療方法が特許されないことによる問題につき弁理士会としてのプレゼンも行いました（清水・石埜）。

- ・審査基準改定案に対するパブリックコメントにおける弁理士会意見案作成

バイオ委員会で内容を取りまとめ、執行部の承認を得て弁理士会の意見として提出されました。その内容と特許庁の対応につきましては、特許庁HPで公開されております。

#### 4. 東北大 TR 支援

バイオ委員会第5部会における検討も受けて、弁理士会に佐藤辰彦先生をグループ長としたWGが立ち上がり、「東北地区 TR 拠点形成ネットワーク」における橋渡

し研究シーズを知的財産の側面から支援しております。

#### 5. 大学技術移転協議会 UNITT2009 における弁理士会協賛セッションの開催（石埜）

本件は秋元浩・IPSN 社長、珠玖洋・三重大教授、長谷川智子弁理士を招き、「医学研究成果の権利化・活用と問題点」というタイトルでセッションを開催しました（「知的財産支援活動だより」105号でも内容の紹介をいただきました）。

以上、バイオ委員会の活動内容を掻い摘んでご報告いたしました。最近は弁理士会の要請に当委員会が対応する必要性の中で、委員長・部会長を含む委員会構成メンバーが毎年目まぐるしく変わってしまうため、対応に苦慮することもあり、今後の課題と考えております。委員会活動については、引き続き積極的に進めていきたいと思っております。

（原稿受領 2010. 1. 8）

## 平成 21 年度著作権委員会活動報告

著作権委員会

委員長 花村 太

### A. はじめに

平成 21 年度の著作権委員会の活動を以下にご報告致します。

平成 21 年度の著作権委員会は、平成 20 年度に別の委員会であった著作権委員会とコンテンツワーキンググループがまとまった形で、以下の諮問・委嘱事項に基づいて活動を行っております。

#### 【諮問事項】

1. 著作権に関する国内外の動向の調査・研究
2. 著作権のライセンスや譲渡契約における留意点についての調査・研究

#### 【委嘱事項】

1. 著作権法に関する研修所が実施する研修及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力
2. 最近の著作権に関する重要判決の紹介
3. 著作権に関する関係官庁、諸団体等への対応

4. 著作権に関するパブリックコメントへの対応
5. 外部講師招聘による委員会内での研究会の開催とその成果の外部への発表
6. 弁理士のための著作権契約案内の作成と公表
7. 社団法人日本知財学会主催の第 7 回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリーセッション）における発表の実行
8. 社団法人日本知財学会主催の第 8 回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリーセッション）における発表内容の準備及び発表の申し込み
9. 産業競争力推進委員会との連携
10. コンテンツビジネスに関する調査・研究
11. 著作権登録手続のマニュアルの作成

### B. 委員の構成

平成 21 年度の著作権委員会は、第 1～第 4 部会に分かれて調査・研究を行っています。在籍する委員は、複数年活動する委員の割合が多く、委員長・副委員長経験者も多数在籍しています。これらの委員は、著作権についての知識が豊富で、自ら進んで活動を行っています。また、今年度から新たに著作権委員会委員となった会員も、積極的に委員会活動に加わる会員が殆どです。更に、著作権について造詣の深い弁護士の方

も委員として活動しています。

### C. 各部会のテーマ

ここで、平成 21 年度の各部会の具体的なテーマを列挙致します。

第 1 部会 著作権に関する国内外の動向の調査・研究

第 2 部会 著作権のライセンスや譲渡契約における留意点についての調査・研究

第 3 部会 判例研究

第 4 部会 コンテンツビジネスに関する調査・研究  
現在のところ、各部会共に、上記テーマを絞り込んでテーマの方向性の検討や、テーマに関する具体的な内容の原稿作成や検討が行われています。更に、独自に外部の識者へのインタビュー、外部の識者を招聘しての勉強会、部会内の勉強会等も委員会の時間内外において行われています。これらの成果は、会誌パテント

に掲載される予定です。

### D. その他の活動

その他、平成 21 年度の著作権委員会では、著作権情報センターの月例著作権研究会への参加、委員からの講師派遣、弁理士を知らしめるための広告企画等も行っています。

### E. 終わりに

以上簡単に平成 21 年度著作権委員会の活動を報告させて頂きました。上述のように著作権委員会では活発に委員会活動が行われていますので、会誌パテントでの発表等を通じて会員の業務の一助となれば幸いです。(本号特集記事の最後に、当委員会の活動として資料を添付しています。)

(原稿受領 2010. 2. 3)

## 産業競争力推進委員会の活動

産業競争力推進委員会  
委員長 外川 奈美



### 1. 活動内容

当委員会は、模倣品・海賊版等の不正商品対策全般の調査・研究を主な活動内容としています。

今年度も、国内外における水際実務や不正商品対策に精通しているメンバーが積極的に参加して下さり、相互に研鑽を積み重ねながら、和気あいあいとした雰囲気の中で委員会活動が行われております。

当委員会の設立当初の目的は、中国等における模倣品対策が主でしたが、時代の変化に応じ、不正商品対策のニーズが全世界に広がるとともに、高度かつ複雑化してきていることから、迅速な模倣品対策としての水際対応やインターネット上の不正商品対策等の検討も守備範囲に入ってきています。

本年度は、知的財産推進計画 2009 における模倣品・海賊版対策の強化の方向性を踏まえ、関連情報を鋭意収集して検討を重ねるとともに、その成果を社会へ還元していくべく、特許庁からのパブリックコメントや意見募集等において国内外の法改正等に関する提言を行ってきたほか、模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)

の早期締結に向けての支持声明文を弁理士会ホームページに掲載致しました。

また 2002 年から毎年継続的に交流を行ってきている中華商標協会 (中国における模倣品対策等を担う半官半民の組織) との相互訪問により、中国の要人との人脈を広げつつ、中国における不正商品対策に関する実務研究を深めております。

さらに関連する外部団体である、IIPPF (国際知的財産保護フォーラム)、不正商品対策協議会や ACCS (社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会) 等との連携の中でこれまで得られた知見に基づく貢献を図っています。

そして今年度は、2009 年 6 月に「税関における水際取締りの実務」について継続研修を行ったほか、2010 年 3 月に外国税関制度セミナー (CIPIC と共催) および国際活動センターのプロジェクトに参加する形で中華商標協会との日中法制度比較セミナーを開催いたします。

このような、不正商品対策に関する弁理士会研修会を適時企画・開催することによって、当委員会活動および研究成果の全会員との共有化を図っていければ幸いです。

### 2. 平成 21 年度の各部会活動

毎月の委員会の前半は、全体審議や研究成果の相互発表等を行い、後半は松尾、橋本、藤田、加藤各副委員長

を中心に、以下の3つの部会に分かれて活動しています。今年度も良いメンバーに恵まれ、各部会では、和やかな中にも高度かつ積極的な議論が展開されています。

### (1) 政策部会

上述の法改正に関する提言や外部団体との意見交換等のほか、本年度は、プロバイダ責任制限法上の請求やコンテンツの模倣品問題に関する、弁理士としての対応について調査、研究、提言を行いました。

特に昨今、被害が著しいインターネット上の不正商品問題について法的専門家として対応していくためには、将来的な弁理士法改正も視野に入れながら、不正競争防止法や著作権法等の関連法域に関して研鑽を積み、一層の能力拡充を図ることが必要であるように感じます。また、模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の支持声明文を検討致しました。今後も、不正商品対策協議会や ACCS (社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会) 等における弁理士のプレゼンス向上を目指し、他の委員会と連携をとりつつ、上記関連団体等への貢献度を一層高めて参りたいと思います。

### (2) 交流部会の活動

中華商標協会との交流進展を図り、11月に青島で行われた同協会年次総会へ参加致しました。同総会には、OHIM や米国特許商標庁、韓国・台湾・日本各特許庁、AIPLA 等も含む 3000 人余の知的財産専門家が参加し、中国商標の実務動向に関する世界的関心の高まりを感じました。この中華商標協会は、中国工商行政管理局の外郭団体として、同局と人事交流を有し、同協会幹部は政府機関の重要な人材が務めています。すなわち同協会は、中国の知的財産全般にかかる行政機関に極めて近い組織といえることから、同協会と密

接な交流を維持していくことは、日本弁理士会会員およびそのクライアント企業等にとって多くのメリットがあるものと考えております。

上記年次総会において発表された中国商標の最新実務のご紹介は別稿に譲らせて頂くこととして、現在は、2010年3月末の中華商標協会の訪日に向け、国際活動センターの中華商標プロジェクトに商標委員会とともに参加し、準備を進めているところです。具体的には、中国の裁判所、商標局、商標審判部等から講師を招聘し、中国商標制度の最新状況をご紹介頂くとともに、東京地方裁判所等のご協力を仰ぎ、日中の司法実務の比較を行う継続研修を開催いたします。幸い当委員会には中国語に堪能なメンバーも複数名いることもあり、将来的にも中華商標協会との交流を益々深めていくとともに、両国の商標制度の相互発展に向けて力を尽くして参りたいと思います。

### (3) 水際部会

本年度は6月5日に開催した弁理士会継続研修にて、財務省知的財産専門官に「税関における水際取締りの実務」についてご講演頂くとともに部会メンバーにより「実務的留意点」について説明を行いました。また、3月には、CIPIC ((財) 日本関税協会 知的財産情報センター) と共に、世界税関機構 (WCO) から講師を招聘して外国税関セミナー (継続研修) を開催し、部会メンバーから実例紹介も行います。さらに昨年度からの継続的研究成果である、『外国税関での水際取締に関する資料』の会員への配布を行います。これらの水際部会による研究成果の発表が会員の皆さんの業務の参考となれば幸いに思います。

(原稿受領 2010. 1. 12)

## 委員会活動 (不正競争防止法委員会)

### 一周辺法としての位置づけ

不正競争防止法委員会  
委員長 **吉村 公一**



本年度の研究テーマは、第1に商標法における商品と比較した不競法における商品の概念についての研究、第2に営業秘密の保護に関する問題点とその対応策の調査・研究が主なものである。本年度の委員会活

動および運営については過去の不競法委員会にはみられなかったつぎの3つの特徴がある。

特徴の第1として構成委員の充実があげられる。

本年度委員会では第1小委員会が上記した第1のテーマを、また第2小委員会が上記した第2のテーマを、それぞれ主な担当としており、第1小委員会のメンバーは「表示」の問題に関心をもつ精鋭揃いで圧倒的に女性会員が多く、また第2小委員会では最新の「営業秘密」保護事情に関心を寄せる委員、そして弁護士や大学教授兼任、元判事らにより構成されており、それぞれのテーマについて全体として纏まりのある高度

な論議が交わされている。

特徴の第2として高い協調性があげられる。

不競法の内容が比較的難解で、しかも権利法規ではないところから例年夏休みを境に委員会出席者が激減する傾向にあるところ、本年度は各委員の緊張感はなく、のびのびと笑いを交えて活発に論議できる雰囲気、他の委員会では8月を休会とするのが殆どであるのを尻目に8月も盛会のうちに開催されたほど、回を重ねるごとに積極性と真剣度、および各委員の連帯性が増し、また毎回実施している恒例の判例紹介についても好評であり、いずれの小委員会においても充実した研究成果を着実に蓄積しつつある。

特徴の第3として外部講師の招聘があげられる。

弁理士の委員会構成については、毎年半数近くが各会派より推薦される新しい委員に置き換えられる。そのためとくに不競法のような周辺法としての位置づけにある実務系の委員会ではある程度の予備的知識を必要とするところから、日本弁理士会の委員会として、会員に還元できる実務知識の調査・研究という視点から見た場合に、本来の研究活動が疎かになりがちで年度当初からの活発な研究活動はあまり望めない。そうはいっても、その後できるだけ早い時期に本来のあるべき委員会の軌道にのせる必要があるわけで、そのためには委員会内部での委員全体のコミュニケーションの維持と、多彩な情報の入手が欠かせない。それでも年度中間の時点においては当初の目標とした成果があげられるまでに至ったものと思う。しかし委員会内部での研究活動には自ずと限界がある。それは研究活動といっても所詮は委員一人ひとりの知識の集積でしかなく、またそこで用いられる研究資料としては、その多くを過去の判例に頼らざるを得ないからである。そこで本年度は年度後半より外部講師の招聘による委員会内での講演をお願いすることにした。その第1弾が9月の経済産業省知的財産政策室による「営業秘密管理指針改定について、その基本方針から問題点について」の講演である。当初は対象を不競法委員だけと考

えていたが、せっかくの機会なので意匠・商標・著作権・産業競争力推進・ADRの各委員会にも参加を呼びかけた結果多数の参加を得ることができた。さらに第2弾が11月の北海道大学大学院法学研究科教授 田村善之氏による「商品形態のデッド・コピー規制」の講演である。結果は盛況で内容はきわめて実りの多いものであった。委員会としての活動であるために、不競法および参加を呼びかけた委員会委員以外の会員からの参加希望を断らざるをえなかったのは残念である。これらの外部講師招聘は、多くの委員の研究心を刺激し、委員会の活動成果の完成に向けて、より実り多き成果が期待できるものと確信している。

また3月29日には不競法委員会による研究成果の発表の場の一つとして継続業務研修会(2単位)の開催を予定しており、各委員もこれに向けた研究活動に余念がない。

一方現状の弁理士を取り巻く環境においては産業財産権法に比べると不競法はあまり重要視されていない。それは権利法規ではないからである。すなわち、特許事務所の主たる業務は特許や商標などの権利取得に関する一連の事務サービスをおこなうことにより報酬を得るといった仕組みがあるからであり、あらかじめ登録などによる権利を得ることなく不正競争の行為事実が発生した時点で、かかる不正行為を規制排除する業務とは本質的に異なっている。また研究活動が進むにつれて、特許や意匠・商標など産業財産権法に比べると不競法適用の難しさも次第に露呈され、さらに産業財産権法との適用関係についても、学説や判例のうえでは種々の理論が展開されている。しかしわれわれ実務家としては、種々の理論を知りたいのではなく、より実践的な見識が求められているのであって、これら実践の見識の精度を高めるのが当委員会の今後の使命であるものと認識している。

不競法委員会運営にあたり多くの委員の積極的参加により団結力ある行動を執ることができ、また多くの委員に助けられたことは委員長として望外の幸せというべきである。

(原稿受領 2010. 1. 18)

## 業務対策委員会の活動

業務対策委員会

委員長 田中 達也



### 1. はじめに

「業務対策委員会」とその名前を聞いただけでは、一体何をする委員会であるのか、分かって頂けないでしょう。

当委員会の活動は、日本弁理士会発行の〈平成 21

年度附属機関及び委員会の委員公簿について)では以下(1)～(3)のように説明されています。

- (1) 弁理士の職域に関する調査、研究
  - (2) 弁理士法 75 条 (業務の制限)、76 条 (名称の使用制限) の違反行為に対する処置
  - (3) その他の知的財産権関連事犯に対する防止策の検討、処置及び被害者救済のための方策の策定
- なお、当委員会と同様の活動を行う委員会を設置している支部もありますが、活動内容と範囲は必ずしも同じではありません。

## 2. 活動の紹介

当委員会が行う活動の中心は上記(2)にありますので、以下においてその活動概要を説明します。

まず、弁理士法 75 条では、弁理士又は特許業務法人でない者は、弁理士の独占業務を行うことはできないと規定しています。そこで、弁護士を除く他の士業者等がこれに反する行為を行った場合、当委員会が事案を検討し、警告を行う等の対応を致します。

また、弁理士法 76 条では、弁理士又は特許業務法人でない者は、弁理士の名称若しくは特許事務所の名称又はこれらに類似する名称を使用することはできないと規定しています。仮に、弁理士でない者が弁理士を名乗ったり、日本弁理士会でない団体が、日本弁理士会又はこれに類似する名称を使用した場合には、当委員会は警告をする等の対応をすることになります。

ここでは具体的な事案をご紹介することはできませんが、今後、日本弁理士会各支部と日本弁理士会及び当委員会の間でこのような違反事案の情報を共有できるようにするために、当委員会で取り扱った事例のうち解決済みのものを資料として閲覧できるように手当する予定です。

## 3. 委員会の構成

当委員会は、他の委員会と同様に日本弁理士会の会員である弁理士が運営します。当委員会は、公募した弁理士を委員として構成されており、これに弁理士会執行部より選任された担当役員と運営のサポートを担う弁理士会職員が加わって運営がなされます。委員会の定員は 30 名以内となっていますが、本年度は 15 名であり、委員長 (1 名) のもと、第一部会と第二部会の 2 部制となっており、各部会に副委員長が各 2 名おかれています。

## 4. 今年の活動

当委員会は、年度初めに与えられた審議委嘱事項を部会毎に振り分けて検討しています。また、活動年度途中で新たな事件が起こるとその度に審議委嘱事項が追加されます。各部会は、年度末に、あるいは事件が解決する度に、活動報告書の作成を行い、必要であれば次年度委員会への引き継ぎ事項として記録を残してゆきます。

審議委嘱事項のうち、典型的な弁理士法 75 条違反である「他士業者による代理 (行政書士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等による出願等の代理)」事案については、関連士業団体及び他士業者本人への申入書・警告書等の送付、関連士業団体及び他士業者本人からの回答書への対応等を行っています。また、法人が弁理士独占業務を行っていることが疑われる場合には、警告等を行い、同法人の行為が弁理士法 75 条違反のおそれがあることを警告し、被疑行為の中止を依頼します。過去においては、悪質な違反行為に対して、検察に告発し、強制的に違反行為を中止させた事例もあるようです。最近ではインターネット上に自社の業務内容を掲載する法人が多いことから、会員である弁理士が違反行為をたまたま発見し、当委員会へ通報する事例も少なくありません。

さらに、そのような法人を支援し提携する弁理士・特許業務法人がいれば、弁理士等へも注意を致します。

## 5. 委員会の今後

弁理士法 75 条及び 76 条に違反する行為は年々増加しています。ここ数年何度も警告しているにも関わらず、弁理士の独占業務を行う他士業者が後を絶たないなど、年々、違反の程度がひどくなり、警告を行うのみでは被疑行為を止めがたい状況となっています。弁理士会が特許庁や検察などと連携して違反行為や被疑違反行為を抑制するためのシステムを構築すべき時期がきているように思われます。

また、当委員会に対応が依頼される事案は違反行為のうちのほんの一部でしかなく、表面化しない違反行為はもっと多いものと推測されます。

そのために、会員一人ひとりが、弁理士法違反行為に敏感となり、啓発、摘発、教育に関わって頂ければと思います。その第一歩として、是非来年度の委員として当委員会に公募して頂き、問題解決のための活動にご参加下さい。

以上のとおりですので、当委員会の活動に会員皆様  
 がご協力頂きますようお願い致します。

(原稿受領 2010. 1. 12)

## 特許制度運用協議委員会の活動



特許制度運用協議委員会  
 委員長 小宮 良雄

### 職務権限および委嘱事項

当委員会の職務権限は、「特許制度運用の改善、審査審判の処理促進、電子出願、方式事項及び特許情報に対応するための調査、研究並びにこれらに関し特許庁等と協議し、適切に対処すること」です。すなわち、弁理士として主に出願等の処理をするにあたって生ずる諸々の問題点を抽出し、検討、対処する権限が与えられています。

そして今年度の委嘱事項として

1. 手続的事項についての改善、法解釈、運用等（実体的事項及び法改正事項を除く。）に関する特許庁及び他の団体との協議について
2. 特許庁の国際出願を含むペーパーレスシステムとの改善に関する調査、研究並びに特許庁及び他の団体との協議について
3. インターネット出願への円滑な移行を実現するための支援と会員に向けた啓発について
4. 研修所が実施する研修等への協力
5. 上記（1）～（3）についての会員への周知についてが委嘱されています。

### 委員会構成と分担

当委員会は、総勢 18 人であり、三部会に分かれて上記委嘱事項を処理します。委員会の全体会議では、あがってくる案件の全体的検討、各部会への振り分け、特許庁等との協議メンバーの選定、特許庁が公表する施策の意見募集（パブリックコメント）に対し手続的なテーマについて検討します。尚、実体面が含まれるテーマについては特許委員会等の実務系委員会が対応しています。

第 1 部会、第 2 部会は主に委嘱事項 1. を処理しています。内容が電子手続きに関連する場合には第 3 部会で処理しています。全会員に「特許庁の手続・取扱

等に関する改善要望事項の募集」を出し、要望事項を募ります。対庁協議案件ともいっています。会員から寄せられた要望事項を分担して部会で審議します。なかには対庁協議案件として馴染まないもの（例えば実体的判断を必要とする案件、法改正や施行規則改正しなければ解決しない案件、個別的事情が含まれた案件等）を取捨し、適切な案件だけを選択し、同一内容の案件をまとめ、書式を整えて特許庁に提出します。その資料をもとに特許庁の関係部署の方と協議します。協議の結果を会員に配布します。今年度は 2 回の募集を行い、1 回目には 24 件の応募があり、5 件を協議のテーブルに上げる予定です。

第 3 部会は、電子出願手続きに特に詳しいメンバーで構成し、委嘱事項 2. 委嘱事項 3. を担当します。今年度はインターネット出願への移行を全会員に周知徹底しなければならないという事情があるため、委嘱事項 4. 委嘱事項 5 についても実質的に第 3 部会が担当しています。インターネット出願は、ソフトの普及等を独立行政法人工業所有権情報館（INPIT）で行っており、INPIT と数回の面談を行いながらインターネット出願への円滑な移行を実現するための支援を会員に対して行っています。知財協も含めた特許庁とのパソコンユーザーソフト協議会でも、話題は主にインターネット出願への対応でした。インターネット出願についての会員に対する研修は、東京、名古屋、大阪で第 3 部会委員が講師となって行いました。またパテント誌にも相当回数掲載し、インターネット出願の理解を促しました。

従来の ISDN 出願はこの 3 月末で終了しますから、現時点では殆どの会員がインターネット出願に移行しているはずであり、インターネット出願に関する研修は、新年度以降は不要と考えられます。むしろ本格実施に入った状況での問題点の対応が求められるでしょう。

この他、従来から発行しているペーパーレスニュースは、今年度、No.1～8 を出し、第 3 部会で編集をしています。殆どがインターネット出願に関する記事で、他には出願ソフトに関連する記事です。

すでに特許庁のホームページで公表されているとお

り、特許庁のシステム情報室を中心として「特許庁・業務システム最適化計画」が進められております。当委員会で扱うものと決定しているわけではありませんが、システム情報室との協議でこの話題を提供されております。「特許庁・業務システム最適化計画」では特許庁内部システムだけではなく、出願人側にも影響

を与える改定も含まれています。特に検索系システムについては我々の実務にも多くの影響を与えるものと思われま。本格実施は5年ほど先ですが、特許庁の計画進行に合わせて適切な対応が必要となります。

(原稿受領 2010. 1. 5)

## 2009 年度 ADR 推進機構の活動

ADR 推進機構  
委員長 本庄 武男



### 1. ADR 推進機構の意義

ADR 推進機構（以下、当機構という）は、当初、日本知的財産仲裁センター（以下、センターという）発足に対応して、工業所有権仲裁センター（設立当初のセンターの名称）発足準備委員会、次いで、工業所有権仲裁センター支援委員会との名称のもとにセンターへの支援委員会として発足したが、センターへの支援のみでなく、ADR 業務全般について弁理士会内外で推進する役割を受けて、名称を ADR 推進機構に変更した経緯がある。

従って、当機構の意義は、大別して、センターを支援することと、ADR 業務全般の推進ということになる。

センターの支援（バックアップ）に関して：センターは弁理士会と弁護士会の共同経営であることから、利害の食い違う面については弁理士会の意思をセンター（運営委員会や役員会）に伝えたり、あるいはセンターでの出来事を弁理士会に伝える機関が必要である。そして弁理士会としてセンターをどのように経営していくかを管理する機関が必要であり、当機構はそのような存在意義を備えている。

ADR 業務全般について弁理士会内外で推進する役割について：仲裁、調停に代表される ADR 業務は、人数の増大する弁理士会会員にとって、新たな業務拡大分野として将来有望と思われる。しかしながら、現在の会員間における ADR 業務に関する習熟度は低く、ADR 業務についての会員への研修機関が必要である。また、ユーザ側としても、有用な ADR 業務をどのように利用すればよいかの知識に欠けており、このような内外への ADR 業務の PR、新業務の掘り起こしが必

要である。かかる ADR 業務に関する研修あるいは広報活動はセンターにおいてもその業務範囲であるが、センターは弁理士会から離れた独立の機関であり弁理士会との共同経営組織であるから、弁理士会の内部のことについてセンターが働きかけることは基本的にはあり得ず、会員への研修といったことは当機構が無ければ成り立たない。また、仲裁や調停については、地域の特に中小企業が対象となるが、このような地域への働きかけは、支部会員のみによっては十分達成しえないから、当面は当機構の介入が必要である。

更に、ADR 業務は、必須判定その他の業務まで広がりつつあり、今後その裾野をさらに広げることが出来るものと思われる。そのような新規の ADR 業務については、未知の部分も多く、広く深い研究が必要である。このような会員の将来に影響する新事業について研究することも当機構の大きい役割と考えられる。

### 2. 意義を達成するための今年の活動

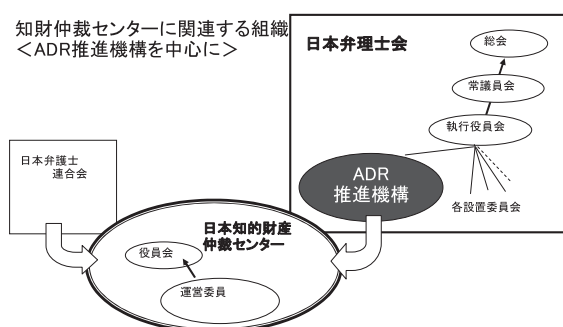
#### 【ADR 推進機構の役割の明確化(ガイドラインの作成)】

これまで必ずしも明確に規定されていなかった上記のような当機構の意義を明確にするために、現在上記意義についての当センターの働きを規定するガイドラインを作成中である。ガイドラインは、上記したセンターの支援の役割、ADR 業務の PR、研修、研究の役割、及びセンター人事の基準を作成し実行することにわたるものとなっている。

#### 【諮問事項】

##### (1) 諮問事項 1 (仲裁センターの利用促進についての調査・研究) について

仲裁センターが行おうとしている知財の評価業務について、その範囲について検討中である。最新の検討では、知財評価は、紛争の事前解決を目指す判定に限定して業務を行う方向となっている。



## (2) 諮問事項 2 (ADR 制度についての調査研究) について

昨年度は ADR 認証について研究し、成果をセンターに提供した。今年は、その実現が課題であり、2月に、センター内プロジェクトチームが法務省との申請手続きについての折衝が予定されている。申請書面等について法務省からの具体的な指示があれば、どのように協力できるかを研究する予定。

## (3) 諮問事項 3 (仲裁センターの活動に関連する事項の調査・研究) について

冒頭の【ADR 推進機構の役割の明確化（ガイドラインの作成）】中の役割-2において、現在検討中のことと合致する。

### 【委嘱事項】

#### (1) 委嘱事項 1 (仲裁センターの利用促進に向けた活動) について

ADR キャラバン・ミーティングと銘打って、センターの各支部において、センター業務の掘り起こしを目的とするクライアント及び当地弁理士への研修を計画、実行中（秋から来春にかけて実施の予定）である。第1回は、2009年11月20日に四国支部会員に向け

て実施された。

#### (2) 委嘱事項 2 (仲裁センターの運営への協力) について

委員会の開かれる都度、センター運営委員長からセンターの現状（問題点）の説明を受け、個々具体的に対応している。

#### (3) 委嘱事項 3 (弁理士会研修所が実施する研修への協力) について

研修所からの依頼に基づき、継続研修計画の作成及び提出、会員フォーラムへのフォルダ作成により、ADR 業務に関する情報の提供に向けて準備中である。

#### (4) 委嘱事項 4 (知財学会第8回研究発表への申し込みと準備) について

当委員会での研究は、知財学会での研究発表の趣旨とは異なるものとなる予定であるので今回は申し込みしないこととした。今後、発表に適した研究がされた場合には、別途検討する。

#### (5) 委嘱事項 5 (仲裁センターの活動に必要な人材の育成の推進) について

2009年9月から、ADR 推進機構の委員に対する教育（委員会の前1時間）を実施しており、これにより ADR 推進機構の委員からセンター運営委員になる人材が育成されるものと思料する。また、委嘱事項1の ADR キャラバン・ミーティングによって、地域会員への研修によって人材育成が進むことも期待される。

(原稿受領 2010. 1. 18)

## 技術標準委員会の活動について

技術標準委員会  
委員長 澤井 敬史

### 1. はじめに

当委員会は、知的財産推進計画において国際標準の重要性が謳われ、また MPEG に代表されるパテントプールにおける特許の扱いなど、標準と特許に関わる課題が山積していることから、国内外の技術標準活動に関する調査・研究を行うために約5年前に発足した

比較的若い委員会です。

技術普及を大前提とする技術標準を扱う委員会であることから、必須特許の判定業務を行っている日本知的財産仲裁センターの弁理士と企業在籍の弁理士が比較的多くいるのが、委員構成の一つの特徴でもあります。

### 2. 活動の概要

委員会のこれまでの活動概要を项目的に列挙すると以下のとおりです。



## (1) 技術標準に関する調査・研究等

### ①調査

- ・技術標準に関する内外の動向などに関する調査
- ・次世代の国際標準人材育成などに関する調査

### ②研究

- ・技術標準化の具体的作業の各段階において弁理士が関与可能な事項についての研究
- ・日本知的財産仲裁センターにおける特定技術標準における必須判定実務に関し、弁理士が具体的に関与する際の実務レベルの研究

### ③関連機関・諸団体との意見交換および交流

- ・技術標準と知的財産の扱いに関する重要なビジネスレビューレーターについて
- ・独立行政法人産業技術総合研究所の「国際標準化への取組」について
- ・パテントプールの現状について
- ・「中国の知財戦略大綱の紹介～技術標準関連」について
- ・技術普及の視点からの「環境技術パッケージ」について
- ・和牛の遺伝資源および知的財産を巡る状況について

## (2) 調査研究成果物の内外への発表

### ①会員研修会

- ・技術標準化の現在の課題と弁理士の関わり
- ・弁理士にとっての技術標準(「技術標準の概要」, 「技術標準と特許権の関係－技術標準の実施に必要な特許権の取扱い－」, 「日本知的財産仲裁センターにおける特定技術標準における必須判定実務」の三部構成)

### ②シンポジウム・学会等への発表

- ・「標準化活動におけるパテントポリシー・パテントプールの役割とホールドアップ問題等への対応について」(経済産業省主催の“標準化戦略と知的財産国際シンポジウム”)
- ・技術標準に関する必須特許判定の在り方(第5回日本知財学会)
- ・「標準化活動における知的財産権の取扱い」(日本知財学会第6回年次学術研究発表会)

## 3. 代表的な諮問事項に関する答申

当委員会に対する諮問事項の代表的なものとして

は、2007年度(伊藤市太郎委員長)に「技術標準化の具体的作業における弁理士の関与」があり、これに対する調査・研究を行い、次のように答申しています。

技術標準化の具体的作業における以下の段階で弁理士の関与が可能である。

- ①技術提案書提出前の段階
- ②技術標準内容の検討段階
- ③技術標準内容の決定後の段階
- ④パテントプールの形成段階

そして、弁理士が技術標準形成の具体的作業により積極的に関与できるようにするため、次のような方策を採っていくことが望まれる。

- ①日本弁理士会として、政府の担当部局および標準化団体に能動的に働きかけて、その存在をアピールする。
- ②日本弁理士会内において、会員内外に向けたセミナーを実施する。このようなセミナーは会外への広報もかねて、会員以外にも開いたものとして、無料であることが望ましい。
- ③社内および社外の弁理士が標準形成に関与した事例を収集して検討する。
- ④標準の具体例を解説するなど弁理士の関与を踏まえた会員に向けた研修の強化が求められる。
- ⑤特に、中小企業がパテントプールに参加する際の支援について、弁理士がどのように関与できるか、そして、日本弁理士会がどのようなバックアップを行えるかを検討し、実行する。

## 4. おわりに

技術標準が開発技術を積極的にオープンにしてこれを普及させるための方策の一つであるのに対して、特許権がその排他独占性により特許発明の実施を権利者に専有させるクローズ的なものであることから、両者は対極に位置するもののように考えられがちです。しかし、両者は技術の恩恵を社会に還元するという根底においては同種の理念を共有していると言って良いものです。その意味では、弁理士が技術標準により一層の関心を持つことは有意義であり、そのお手伝いの一端を当委員会が果たしていければと考えています。

また、最近では諸外国も技術標準の持つ意義を理解し、知的財産と絡めた政策を展開しています。一方で、「標準」に名を借りて、特定国が市場競争を阻害する

ように近視眼的な制度運用を図る恐れがなきにしもあらずで、そのような海外の動きに対しても十分に目配りしておくことが必要であり、そのような点においても当委員会の存在意義があります。

いずれにしても、技術標準と特許に関する課題は山積しており、取り巻く環境も時代と共に変化をしてい

るので、当委員会は中長期的に活動を続けていくべき大切な委員会であると考えています。

今後とも、会員の皆様のご理解とご支援を宜しくお願い致します。

(原稿受領 2010. 1. 8)

## 情報企画委員会の活動



情報企画委員会  
委員長 高城 貞晶

### 1. はじめに

情報企画委員会はいわゆる会務系委員会の一つであり、「日本弁理士会の IT インフラの検討、推進及び整備その他の業務に関する情報の提供」が平成 21 年度の職務権限でした。具体的には、弁理士会館のネットワーク関連設備の検討、インターネットを利用した新たな会議システムの検討、弁理士ナビ・日本弁理士会電子フォーラム（電子会議室・業務支援データベース）といった日本弁理士会ホームページ（<http://www.jpaa.or.jp/>）上のサービスの検討・運営、関連例規の検討等を行っています。

### 2. 情報企画委員会の活動の一例

(1) 現在、霞が関の弁理士会館と東京倶楽部ビルとは、無線 LAN でインターネットに接続できるようになっています。弁理士会館は地下 1 階~3 階の各階に、東京倶楽部ビルは 14 階に、それぞれ無線 LAN アクセスポイントが設置されており、無線 LAN アダプタが搭載されたノートパソコンを持参していただければ、会員の方は自由にインターネットやメールを利用することが可能です。委員会等でホームページを見ながら議論したり、待ち時間等にメールを送信したりと、気軽にインターネットを利用いただける環境が整備されています。

弁理士会館のネットワーク環境を使って、さらに会館の地下、2 階、3 階に分かれている複数の会議室のすべてを利用して、比較的大人数の研修を弁理士会館内で実施可能にするシステムも検討されています。

情報企画委員会は、委員会等で頻繁に利用される弁

理士会館のネットワーク関連設備を、より使いやすかつつ利便性あるものにする活動を柱の一つにしています。



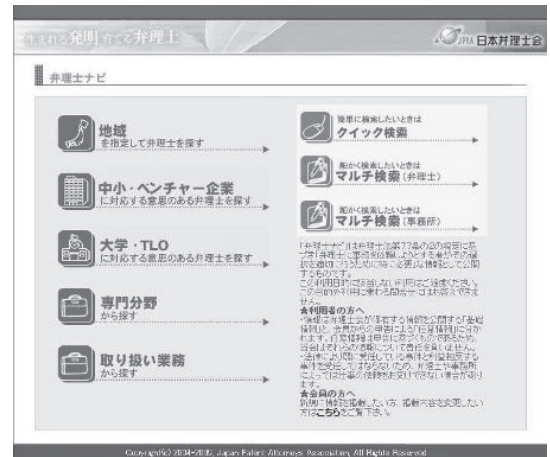
弁理士会館及び東京倶楽部ビルの  
無線 LAN アクセスポイント

(2) 日本弁理士会ホームページで提供される弁理士検索システム「弁理士ナビ」をご存じの方は多いと思います。一般ユーザに対する弁理士の情報公開を発端にしてはじめられた「弁理士ナビ」ですが、弁理士の氏名、事務所名、登録番号等を入力すると即座に住所、電話番号等が検索されて表示されるので、「電話帳代わりとして大変便利」と、一般ユーザのみならず会員の皆様からも好評を得ているシステムです。

弁理士の多様化する業務に対応するため、そしてそれを一般ユーザの方にご理解していただくために、情報企画委員会は「弁理士ナビ」における検索等をさらに便利にするための方策等も議論しています。また、会員専用システムですが、日本弁理士会電子フォーラム（電子会議室及び業務支援データベースを含みます）の運営・改良についても情報企画委員会の職務とされており、こちらもより使い勝手の良いシステムにするための方策等を議論しています。

### 3. 今後について

以上、簡単に、ハード面及びソフト面の両面から最



弁理士検索システム「弁理士ナビ」の画面

近の情報企画委員会の活動の一例をご紹介しましたが、近年では、会員的大幅増加を背景にした課題や問題が持ち上がりつつある印象です。たとえば、上述した弁理士検索システム「弁理士ナビ」ですが、そのシステムの裏側には会員氏名、登録番号等の会員情報を登録したデータベースが用意されており、このデータベースが検索の基礎となっています。会員数がこれまでにない増加傾向をたどっているのと軌を一にして、データベースもこれまでにないスピードで肥大化しています。このため、既存のデータベースを含めたシス

テム全体の再構築が近々必要になると予想されています。情報企画委員会で議論する内容はハード面及びソフト面の両方にわたって幅広いのですが、今後はその規模が大きなものに推移すると思います。

実務系委員会のように華々しい発表の場ではなく完全に裏方の活動を行う委員会ですが、会務活動等を情報システム面から下支えする委員会が、情報企画委員会です。

(原稿受領 2010. 1. 12)

## 弁理士業務標準化委員会の活動

弁理士業務標準化委員会  
委員長 高橋 俊一



本委員会は、平成 19 年度に発足して今年度で 3 年目という日本弁理士会の委員会の中で若い委員会の一つです。その目的は、委員会名から明らかなように、弁理士業務標準の作成及び改訂にあります。既に、弁理士業務標準の初版は、平成 19 年度委員会で作成され、平成 20 年 4 月には会員すべてに配布されており、大元の作成作業自体は終了しております。しかしながら、弁理士業務標準は、完全無欠なものではありません。平成 20 年度以降は、この弁理士業務標準の初版をベースに、より完成度を高めるために改訂作業を進めており、現在、第 3 版の改訂内容を詰めているところと

弁理士業務標準は、特許事務所或いは特許業務法人を通じて業務を行うに当たり、弁理士として最低限知っておくべき事項についての指針になるようにとの思いで作成されたものです。このため、このような弁理士業務標準なるものがいずれ不要になることを期待していますが、弁理士への期待の一層の拡大と変化、弁理士数の急激な増加などによって、弁理士業務標準に新たに盛り込むべき事項や一旦改訂した項目であっても改訂を再度必要とする項目が増加する傾向にあります。このような観点から、本年度の審議委嘱事項及び委嘱事項は、以下のように多岐に渡っています。

### 1. 審議委嘱事項

外国関連業務における業務標準の作成についての検討

### 2. 委嘱事項

(1)「弁理士業務標準」を会員に周知普及させるた

めの研修への協力・講師派遣

- (2) 弁理士業務における弁理士の義務(秘密保持等)についての更なる具体的・実践的な内容の検討
- (3) 事務所における運営基盤を整備強化する策についての更なる具体的・実践的な内容の検討
- (4) 弁理士一人事務所に対するアンケート調査の実施とその結果を踏まえた「弁理士業務標準」の作成。
- (5) 弁理士業務における弁理士および使用人等の秘密保持に関し、その具体的・実践的な内容の検討
- (6) クライアントからの支払が滞っている場合、クライアントとの連絡が長期に渡って取れない場合など、代理人の辞任を考慮せざるを得ない場合における対応の検討。
- (7) 初めてのクライアントとの取引開始時における前受金の請求についての検討

本委員会では、本年度、委員長である小生を含め10名という少数の委員で、これらの多岐に渡る項目について毎月1回のペースで審議を行っております。ただ、定例の委員会審議だけでは到底間に合いませんので、定例の委員会前に次回委員会審議事項を予めメールを介して委員に提示して、事前の検討をお願いをし、委員会には検討して来ていただいた結果を踏ま

えて審議に臨んでいただくようにしています。委員には、特許事務所や特許業務法人のマネージャークラスの方が多く、ご経験を踏まえた有用なご意見をお持ちいただけることから、スムーズな委員会審議がなされていると思います。また、このような先生方が委員です。特許事務所の経営や弁理士業界の現状についての意見交換が委員会中になされることがよくあり、それが審議に一層良い意味で生かされることも屡です。この場をお借りして、委員の皆さんには、感謝する次第です。

弁理士業務標準は、義務研修における必修科目である倫理研修の一つで、すべての会員にとって非常に重要なテーマと言えます。本委員会としても、その点を踏まえた上で、弁理士業務標準が、弁理士業界がより良い方向に拡大・発展していくための業務指針であり続けるべく、今後も積極的に活動を行って行きたいと思っておりますので、今後とも、ご指導・ご鞭撻のほど、お願い致します。

最後に、弁理士業務標準は、会員の業務実態を反映させたものでなくてはなりません。様々な経験をお持ちの会員の先生方の関与あるいは幅広い意見表明を期待いたします。

(原稿受領 2010. 1. 4)

## インターン制度 運営委員会の活動

インターン制度運営委員会  
委員長 林 一好



日本弁理士会の行う、いわゆる「インターン制度」は、平成19年度より開始され今年度で3年目の実施を迎えております。従いまして、当委員会は歴史の浅い新しい委員会です。ちょうどこの号が発行される3月には、今年の3ヶ月間のインターンシップが開始している頃になります。

インターン制度とは、日本弁理士会がインターン生をボランティアで受け入れる弁理士事務所を募り、その事務所において所定期間、対庁書類作成補助業務や関連事務業務を行うことにより、弁理士試験合格者であるインターン生に実務経験を積む機会を与え、イン

ターン生の就職の手助けを通じて社会貢献を行うことを目的としています。インターンシップ対象者は、就職が決まっておらず、原則として実務経験が無い、または乏しい合格者です。

当委員会の活動内容は、その名の通り、インターン制度の運営そのものが主体となっている点に特徴があります。実際、年度前半の4月から9月くらいまでは、昨年度のインターン制度の運営結果の分析や検討を行い、今年度の改善点の検討などを主に行います。今年度の例で言えば、昨年の実施結果に基づく、受け入れ事務所及びインターン生双方からのアンケート結果に基づいて、インターンシップ開始時期の前倒しや、合格者への募集方法の改善等を行いました。

年度前半の特に4月から5月は、前年度実施のインターン期間と重複する関係もあってあまり活発な議論ができず、前年度インターン期間が終了してアンケート集計がまとまる6月以降から検討は本格化します。

しかし、早々に本年度の運営に検討結果を反映させることが必要なため、実際の検討期間は非常に短くなってしまい、この時期に制度の根本を含めた深い議論が出来なかったのが今年度の現状でした。

年度後半の10月から翌年3月にかけては、11月に弁理士試験の合格者が決定するのに併せて、インターン制度の募集書面の発送を行うとともに、12月には弁理士事務所及び合格者の双方に対して口答による説明会などを実施致します。今年度は東京・名古屋・大阪の3箇所での説明会を実施しました。合格者数の増加と昨今の経済状況を反映してか、昨年より多くの合格者が説明会に参加しています。

その後、12月末から翌1月末にかけて受け入れ事務所及びインターン生の募集を行い、1月末に各インターン生の受け入れ事務所の選定を公正な方法にて当委員会にて行い、その後3月から5月までの3ヶ月間インターンシップを行います。このように年度後半は、募集書面の作成や説明会の実施、マッチング作業と呼んでいるインターン生の振り分け作業などがあり、事務局を含めてほぼ制度の運営のみに注力する形となりますので委員会としても多忙な時期になります。

インターン制度導入の背景には、従来は弁理士事務所や企業等で実務経験を積んで、弁理士試験に合格するケースが多く、また、合格者が少なかったために弁理士事務所等でも人材を育成してきていたが、現在は、合格者が多くなり、実務経験に乏しい者は弁理士事務

所に就職できないケースが起こっているという点があります。

この点につき、特に今年度の合格者の観点からすれば、今年度の合格者数増加と、昨今の経済事情によって、弁理士事務所への就職が従来に増して困難になっているという状況が予想される場所です。一方、弁理士事務所側からの観点からしても同様の経済事情が考慮され、特にいわゆる未経験者については容易には採用人数を増やすことができないという事情もあるかも知れません。実績で言えば、平成19年度及び平成20年度に実際にインターンシップを行った人数はどちらも14人でした（今年度は執筆時点で人数未確定）。ですから現在の制度で十分に弁理士試験合格者のニーズに答えているかという点については、引き続き次年度以降検討を進める必要があると考えています。上記のように社会貢献としての趣旨を掲げつつも、弁理士事務所側がボランティアでインターン生を募るという現在の形の是非について、さらに進めれば弁理士会としてのインターン制度を今後どのようにすべきかの議論についても引き続き検討を行うべきでしょう。

最後に、当委員会の活動によって1名でも多くの合格者が就職の機会を得られることを祈念するとともに、インターン制度の趣旨にご賛同頂きご協力を頂きました会員への感謝をこの場を借りて申しあげ、活動の紹介の締めくくりとさせていただきます。

(原稿受領 2010. 1. 9)

## 例規改正特別委員会の活動

例規改正特別委員会  
委員長 鮫島 信重



例規改正特別委員会の職務権限は「会則その他の例規全般を見直し、例規全般の整合性を図る措置を講ずること」となっています。委員数は35名となっていますが、今期の委員会の人数は9名でこじんまりした委員会です。職務権限にもあるように、例規全般の整合性をとるのが主な役目です。例規全般を横断的に把握する委員会が他にないことから、当委員会がその役目になっています。

従いまして、例規全般の整合性がないことに気づいたということがない限り、当委員会の出番はありません。その意味では、比較的に暇な委員会です。今年度は出番はないかなと思っていました。平成21年4月8日付け審議委嘱1「特定商取引に関する法律の改正に対応して日本弁理士会の会則等の例規を見直し、改正案を提出することへの対応」についてという審議の委嘱がなされていましたが、特許庁からの指示がないまま審議は中断していました。

今年の8月になってから、特許庁より「日本弁理士会会則の検討についてのご願い」が提出され、急遽上記審議委嘱事項についての審議を開始しました。

特定商取引に関する法律（以下特商法という）が改正され、本年12月1日から施行されることが予定さ

れており、特商法では、弁理士業務は政令により適用除外とされているが、適用除外となるためには、弁理士関係法令中に、依頼人に対する報酬の明示を義務として規定する必要が生じたことに伴い、会則第41条の2（弁理士の報酬の規律）に依頼人に対する報酬の明示規定を設けることが必要となり、この点につきまして審議しました。

併せて関連する弁理士の報酬に関する規則（会令第80号）についても、上記会則第41条の2との整合を図るべく一部見直しをしました。この結果、会則第

41条の2については弁理士の報酬明示義務の項を第2項として新設し、会令第80号については、第4条（報酬等の明示）を新たに新設しました。弁理士倫理の第9条につきましても審議しましたがこの規定については現状のままとしました。以上の審議のために3回委員会を開き審議しました。その審議結果を日本弁理士会会長へ10月7日付けで報告書として作成し、提出しました。それ以降、新たな諮問又は審議委嘱はなされていません。

（原稿受領 2009. 11. 20）

## 知財経営コンサルティング 委員会の活動

知財経営コンサルティング委員会  
委員 三品 岩男



### 1. 概要

#### (1) 組織

2009年度は、委員長1名、および、副委員長4名を含む、51名の委員で活動した。

#### (1-1) 本年度の特徴

本年度は、部会を設けず、プロジェクトチームを編成して活動を行った。具体的には、プロジェクトチームのメンバーを委員のなかから募り、リーダーを互選して、当該プロジェクトを運営する仕組みとした。このような仕組みとした理由は、第1に、多くのプロジェクトが、短期集中的に活動することになると予想し、責任もって活動できる委員に業務を任せざる必要があったことによる。第2に、後述する支部研修について、コンサルティングファームが研修プロジェクトとして受託して、研修プロジェクトとして実行する、という見立てにより活動する形式としたことによる。すなわち、各プロジェクトでは、リーダーの統率の下に、携わった委員が、あたかも知財経営コンサルティングを行うコンサルタントの集団として行動するようにして、コンサルタント講師として育成するOJTを行うことを意図したからである。

#### (1-2) 勉強会設置

委員有志による勉強会を設けている。委員会自体は、報告、決定等を主として行うことから、特定テーマについて深掘りの調査研究が行いにくい。そこで、委員

が興味を持つ特定のテーマについて勉強するため、勉強会を設けている。具体的には、ブランド戦略等について勉強するための勉強会が、月1回の頻度で実施された。

### (2) 研修所および知財ビジネスアカデミー（IPBA）との関係

当委員会は、現在、研修所と、その業務の一部について密接な関係を有している。具体的には、IPBAの運営に関わっている。

#### (2-1) IPBA との関係

当委員会の前身である知財コンサルティング検討委員会では、知財コンサルティングに関する調査、研究の他、知財ビジネスアカデミーの企画、運営を引き受けていた。しかし、IPBAは、事業規模が大きく、外部のNPO法人との関係もあり、一委員会で運営するには負担が大きいことに鑑み、本年度から、研修所の傘下に入った。研修所でのIPBAの運営を円滑に行うため、以前よりIPBAに関わっていた者が、当委員会の委員と兼任で研修所IPBAの運営に携わった。

#### (2-2) 研修所との関係

本年度より、当委員会では、研修所より知財経営コンサルティングについて支部向け研修を受託し、研修内容の構成、教材作成、講師派遣等を実施している。

### (3) 外部機関との関係

- ・NPO法人産学連携推進機構：知財コンサルティング検討委員会時代には、NPO法人産学連携推進機構と、IPBAの企画・運営を委託する関係にあり、現在もIPBA部を通じて人的な交流を行っている。
- ・アキバテクノクラブ：前身の委員会が秋葉原で活動

していた関係で、交流があり、当委員会でも、ほぼ毎月行われる催し物のご案内をいただいている。内容に応じて、興味のある委員が出席している。

- ・関東経産局主催のコンサルティング研修事業：当該事業を運営する委員会に委員を派遣している。例年、委員長又は委員長より指名された委員が参加している。
- ・UNITT（産学連携実務者会議）：当委員会より、委員を講師として派遣して、知財の基礎などについて講義を行っている。

## 2. 活動内容

当委員会は、弁理士が知財経営コンサルティングを行うには、何をどのようにすることが必要かについて、調査研究すると共に、その成果を会員に提供する活動を行っている。具体的には、次の活動を行っている。

### (1) 調査研究活動

委員有志による勉強会を行って、知財経営コンサルティングに関する事項について勉強している。また、外部機関と接触して、必要な情報を収集している。一方、研修所から委託された会員研修「弁理士による知財経営コンサルティング」を行うことにより、知財経営コンサルティングについて、会員に情報を提供する

活動を行った。

### (2) 会員への成果の提供と、IPBA 講師養成のための OJT とを兼ねた活動

会員に活動成果を提供するための研修として「弁理士による知財経営コンサルティング」を支部毎に行った。この研修では、支部対応にプロジェクトチームを設け、チームリーダーの統率の下、スケジュール管理、資料作成、リハーサル、研修実施、報告書作成の一連の手順を実行して、それぞれ研修プロジェクトを遂行した。これにより、各チームメンバーは、コンサルファームが研修プロジェクトを受託した際にどのように実行するかについて、OJTにより実践的に学んでいる。

このような研修を行うことにより、将来、IPBAの講座を、弁理士自らが担当できるようにすることを目指している。

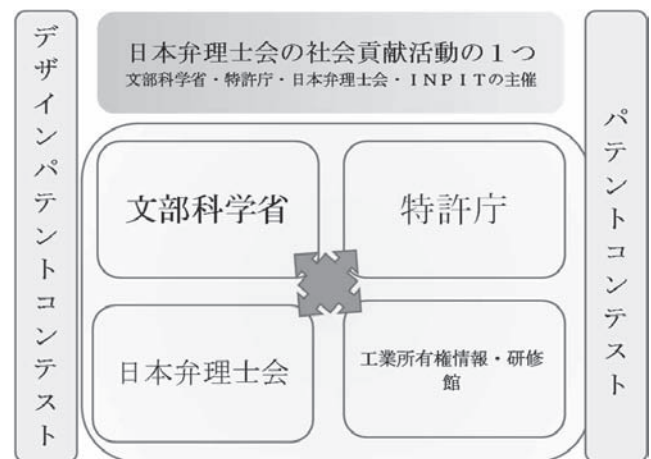
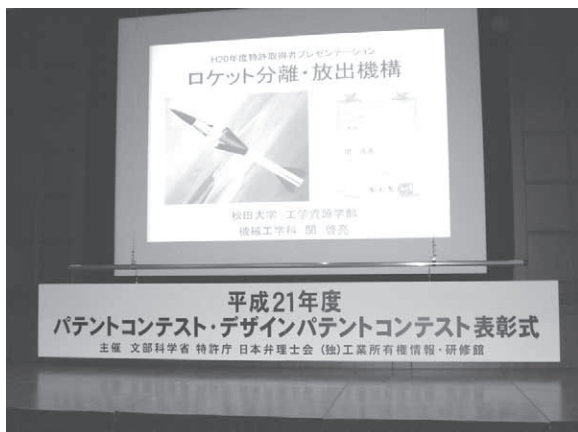
## 3. 次年度の活動の準備

講師の質を向上するため、委員に対し、IPBAの講座を積極的に受講するよう促している。また、次年度の研修に関する方法論、教材等に関する検討をプロジェクトチームにより始めている。

(原稿受領 2010. 2. 15)

## 「若き発明者・プロダクトデザイナーを育成する」夢のある委員会！

パテントコンテスト委員会  
委員長 飯田 昭夫



### 1. パテントコンテスト委員会とは？

パテントコンテスト委員会は、文部科学省・特許庁・日本弁理士会・(独)工業所有権情報研修館（以前は発明協会）の四機関が主催者となって開催している「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」事業を日本弁理士会としてサポートする社会貢献

度の高い委員会で、委員数は15名で構成されています。

## 2. パテントコンテストとは？

「パテントコンテスト」は、高校生、高等専門学校生及び大学生等の知的財産マインドの醸成と知的財産制度の理解及び活用促進を図ることを目的としたもので、平成14年にプレコンテストを開催してから8回目になります。この事業は当初から本会が積極的に学生への知財教育の1つとして力を入れてきたものです。知財教育に熱心な小野晋也衆議院議員（当時）と平成13年度の牛久健司担当副会長のご尽力によりパテントコンテストの主催者の1機関として文部科学省・特許庁と共に日本弁理士会も加わることができ、本会が、国の機関との共同主催者になることができた初めての企画で歴史的な事業です。

また、このコンテストは優秀な発明の表彰を目的とするものではなく、従来技術と自分の発明の比較分析能力を評価基準にして出願支援対象者を選別表彰するものです。出願支援対象と選別された学生は、本会から派遣された指導弁理士の指導の下で、願書・明細書・図面の作成、電子出願作業から権利取得までの実践体験するもので、過去50件の特許権が発生しています。本年度の応募件数は262件で、支援対象件数は16件です。対象者の属する学校は沖縄から北海道と全国に及んでいます。

## 3. デザインパテントコンテストとは？

意匠の重要性も学生に認識してもらう必要があることから、平成20年度にプレデザインパテントコンテストを実施し、今回で2回目です。このコンテストの目的は単なるデザインの優劣を競うものではなく、自分で考えたデザインを知的財産権として保護することを認識してもらうため、意匠権に関するセ

ナーを受講したことを応募の条件にしたコンテストです。意匠登録出願を学生自ら行うことによりプロダクトデザイナーの育成を目的とするものです。セミナー用のテキストは講義の均一化を図るために特許庁で特別に作成したものを使用しています。本年度の応募件数は90件で支援対象件数は27件です。

## 4. 委員会活動は？

委員会は、上記4機関からなるパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの主催者による主催者会議で定められた事項の中で、日本弁理士会が担当する事項（セミナーの開催・広報活動・第1次選考及び落選した応募者全員へのコメント作成・書類作成、出願手続きの指導弁理士の選定等）を実行することです。

委員会は他の委員会と同じように月1回の定例会が基本です。各コンテストへの応募期限の9月・10月までの委員会活動はそれほど忙しくありませんが、応募締切後は応募案件の予備審査を行い、更に採択されない案件に関して教育用に1件ずつコメントを作成する作業があります。短時間で行わなくてはならず重労働ですが、楽しい？作業です。

セミナーの開催が必要な大学・高専・高校・専門学校の情報並びにセミナー講師に関しては、知的財産支援センターと支部の協力を得て行っていますが、意匠権セミナーは基本的にはコンテストの趣旨をよく理解している委員会の委員が講師となるのが好ましいようです。意匠実務に詳しい会員の委員会への参加を期待します。

写真は、本年1月の表彰式第2部でのプレゼンテーションです。発明の名称「ロケット分離・放出機構」特願2009-14138 特許第4291409号 権利者 関啓亮（秋田大学）です。

（原稿受領 2010. 2. 4）

## 弁理士制度 110 周年記念 事業実行委員会の活動

弁理士制度 110 周年記念事業  
実行委員会 委員長 岡部 譲



### 1. 始めに

本年度（平成21年度）は弁理士制度発足110周年に当たる。当委員会は、7月1日の記念式典を中心として行われた様々な事業を実行するための委員会である。当初は110周年記念事業ワーキンググループとして平成19年に委員8名でスタートし、その後、足かけ3年にわたり、準備委員会、実行委員会と名称を改



め、委員も最終的には35名の大所帯となり、本年度の本番に備えたものである。10年前は100周年という節目の年でもあり、日本弁理士会の総力を挙げての事業を展開したが、今回はそれほど大規模な事業とはしなかった。それでも、記念式典、記念祝賀会、記念誌の発行、歴代会長座談会等の重要な事業を実施することとなり、何かと気にかかることが多かった。

## 2. 記念式典

100周年では天皇陛下の行幸をお願いしたが、宮内庁に打診したところ、110周年での天皇陛下のお出ましは難しいとの感触だったので、皇太子殿下の行啓をお願いすることとした。皇族のお出ましをお願いするには少なくとも1年前から宮内庁をお願いをしなければならず、赤坂の東宮御所には都合3回うかがった。殿下のお出ましがなかなか確定せず、随分と気をもんだものである。

会場の手配もやはり1年前から準備した。式典会場は100周年と同じ東京国際フォーラムとし、記念祝賀会は式典会場から近い東京會館のローズルームを選定した。

警備の都合上、式典開始30分前には来場者は全員着席し、すべてのドアをクローズすることが必要となり、この時間を利用して記念講演を実施することとなった。委員会で討議したところ、知財高裁の塚原所長に講演をお願いできないかということになり、塚原所長にその旨お伝えしたところ、快くお引き受けいただくことができた。塚原所長の講演内容はパテント誌にも掲載されたので御覧になった方も多と思うが、知財訴訟に対する裁判所の決意を表す、素晴らしい内容であったと思う。講演の内容が後にあちこちで引用されているようであり、主催者側としても喜ばしい限りである。お忙しい中、講演を御快諾いただいた塚原所長には改めて感謝申し上げます。

様々な準備作業、前日のリハーサル等も終え、いよいよ式典当日となった。心配した雨も降らず、出席者の出足もまずまずである。皇太子殿下御到着、三権の長の御到着、控え室への御移動等、スケジュール通りに進行し、いよいよ式典が開幕した。委員長としての最大の役目は皇太子殿下の御先導である。皇太子殿下を御案内して会場に入るときは緊張で頭がくらくらとしたが、なんとか醜態をさらすこともなく役目を終えることができた。

式典の進行がスムーズ過ぎて、予定時間より相当早く終了してしまっただが、式典自体としてはシンプルで良かったと多くの方に言っていただけた。

## 3. 記念祝賀会

祝賀会には多くの国会議員の先生方の出席が見込まれ、これにどのように対応するかが問題であったが、弁政連の先生方の全面的な協力を得て、スムーズに進行することができた。多くの御来賓の方にも御出席いただき、和やかな祝賀会になったと思う。

## 4. 歴代会長座談会

100周年からの10年間の出来事を後に伝えるために、歴代会長による座談会を行うこととした。座談会は8月31日に実施したが、当日は台風で大荒れの天気であり、また、平成13年度会長の小池晃先生が前日にお怪我をされて急遽御欠席となる等のハプニング等もあったが、平成12年度の村木会長から現職の筒井会長まで、8名の歴代会長にお集まりいただき、活発な討議がなされた。現時点は原稿段階であるが、読み物としても大変面白い内容となっている。記念誌が発行されたら会員の皆様にも是非読んでいただきたい。

## 5. 110周年記念誌

100周年の記念誌は、幕末から始まる日本の知財制度、及び弁理士制度の事跡を網羅する素晴らしい労作である。110周年誌はこれを踏襲する意味もなく、どのような内容とするか、委員会で種々の討議をした。その結果、弁理士にとって激動の時代であったこの10年間の出来事について、これを直接担当した先生方に、裏話を含めて記録を残していただくような内容とすることとした。多くの事が起こった10年間ではあったが、この間の記録を正確にとどめておくことは、必ず将来の参考になるであろうと思っている。

## 6. 最後に

来月に予定されている110周年記念誌の発行をもって、3年間にわたった委員会活動も終わる。式典部会長の伊丹勝先生、祝賀会部会長の杉本勝徳先生、記念誌部会長の八木秀人先生を始め、記念事業の成功に献身的に務めていただいた各委員、並びに宮内庁に対する折衝等で御尽力いただいた特許庁総務課の皆様にご

の場をお借りして深く感謝申し上げます。また、膨大な作業を手際よくこなし、委員会を強力にサポートしていただいた弁理士会事務局と（株）ICS コンベンション

デザインの皆様にも改めて感謝申し上げます。

（原稿受領 2010. 1. 17）

## 農林水産知財対応委員会の紹介



農林水産知財対応委員会  
委員長 奥山 尚一

委員会の名前を一目見て、「なぜ?」と思われる方もいるだろう。農林水産業は経済産業省の所掌ではもちろんないし、工業所有権の「工業」でもなく、種苗法くらいなら理解もできるかもしれないが、真っ向勝負で、「農林水産知財対応」というのであるから、どうして日本弁理士会の委員会なのかと問われるかもしれない。

現在、農林水産省は、農林水産業における知的財産の保護と活用に大変に力を入れている。2006年には「知的財産戦略本部」を立ち上げた。現在は、旧種苗課が組織変更してできた知的財産課が中心となって、農林水産関係の特許の取得と活用、商標（ブランド）、種苗法（育成者権）、和牛といった動物の品種保護などについて力を入れている。

品質がよく安全・安心な日本の農水産物は、値段が高くても海外でよく売れるというのは、マスコミで紹介されているとおりであるが、その一方で、日本で開発された優れた品種が海外に無断で持ち出されて育てられ、イチゴ、サクランボ、い草などの産品が日本に安価に輸入されるという事態も発生している。これに対する対応が求められてきた。

よく考えてみれば、地域団体商標制度の開始もさることながら、それ以前から「三ヶ日みかん」（図案化された商標）、イチゴの「あまおう」があり、最近では「みやじ豚」などが話題になっていて、全て商標登録されている。水産物では、「関サバ」も有名になった。そういった中で、質の維持管理ができずに、ブランド化に失敗した事例もある。特許にしても、農業機械や、バイオテクノロジー技術（例えば、蛍光色の絹糸がとれるカイコ）、あるいは、バイオエタノールの製造技術などがある。また、品種登録出願の件数は、特許に比べてさほど数多くないものの、右肩上がりである。

このように、農林水産業も、ブランド化や特許の側面から攻めることで、産品の付加価値を上げようとする動きが強まっている。農林水産省は、これを支援、強化していこうとしているのである。

例えば、分かりやすい例を挙げると、「農林水産知的財産ネットワーク」（<http://www.aff-chizai.net/>）というウェブサイトを作って、そこに行けば農林水産関係の知財情報を見ることができるようにしている。特に興味深いのは、複雑になりがちな省庁間の関係にあって、農林水産省と経済産業省（特許庁）は正式な協力関係を結び、「aff-chizai サーチ」というデータベースを作って、品種登録情報と特許情報を一元的に検索できるようにしたことである。あるキーワード「トマト」を入れれば、トマトの品種登録とトマトに関連した特許文献のリストが同時に出てくる。

こういった活動は、知財のことを知る人材の養成や、具体的なプロジェクトのコンサルテーションなどにも広がっており、日本弁理士会の力の見せ所となっている。また、農林水産省の下で外国での地名商標登録などに対応するために作られ「知的財産保護コンソーシアム」をはじめ、各種の組織や委員会があるが、弁理士がその幹事や委員を数多くつとめている。農林水産省の知財関連施策のあらゆる側面に、日本弁理士会と弁理士は関与している。

そのような日本弁理士会における農林水産関連の活動の中心となるべく作られたのが当委員会である。農林水産省とのつきあいは、2006年3月に先代の小川真一前委員長や当時の副会長、弁政連会長などが前出の「知的財産戦略本部」を表敬訪問したことにはじまったと理解している。その後も、上記の農林水産省と経済産業省の連携などもあり、日本弁理士会と農林水産省の協力は深まっていった。そこで、平成20年度に当委員会が設立されたものである。

本年度の委員会は、23名の委員からなり、農林水産省との協力や講師派遣などのほか、種苗法による保護と特許法による保護の関係の実態を調査研究し、種苗法の手続きにおける弁理士の代理について整理をしている。これらは、クライアントにアドバイスをする

上で重要かつ実務的な研究である。

農林水産業は全国民の食の安全と国土の保全に密接に関連している。そして、パテント誌の2008年9月号の「農林水産分野における知的財産」特集号を見てもらえればわかるように、農林水産業と知的財産の関係は決して遠いものではない。ただ、農林水産業における特許や商標のあり方というのは、独特である。もともと農業生産者にとって「独占」というのは悪であると考えられてきた。作物の作り方など皆で共有すべきものとしてとらえられてきたからである。弁理士の立場からアドバイスするときも、農林水産関係においては、独占を前面に出してもうまいかないであろう。

むしろ、協調と協力を引き出すための関係を結んで、それを維持するためのツールとして特許権や商標権があると考える必要がある。商標と農水産品のブランド化においても、工業製品ではあまり問題にならない、複数の生産者に対する品質管理が求められる。そして、この品質管理は、ブランド化の当初から考えていかなければならならず、一度失敗するとやり直しが難しい。そのようなことを理解できるような弁理士が求められている。弁理士の皆さんにも積極的に関与していただきたいと思います。

(原稿受領 2010. 1. 15)

## 弁理士サービス価格検討 委員会の活動

弁理士サービス価格検討委員会  
委員長 西出 眞吾



### 1. 当委員会の職務権限と諮問事項等

当委員会は今年度新設された委員会です。従来類似の諮問事項や審議委嘱事項を検討していた委員会は存在しましたが数年ぶりに復活しました。

当委員会の職務権限は、

- (1) 弁理士のサービス価格のあり方についての検討及び会員への周知
- (2) 有償とされるべきサービスについての検討
- (3) 上記(1)及び(2)に関し、内外を問わず、関係官庁や諸団体等に適切に対処すること
- (4) 調査研究成果物の内外への発表

です。今年度の委員は17名、担当副会長は正林真之副会長と長内行雄副会長です。

今年度の諮問事項、審議委嘱事項及び委嘱事項は下記のとおりです。なお、弁理士サービス価格は弁理士報酬額と同義であり、専権業務以外の業務を含めた広義の弁理士報酬額と理解下さい。

#### [諮問事項]

- 1) 日本銀行の消費者物価指数との対比における、あるべき弁理士サービス価格についての調査・研究(日本銀行担当者へのアプローチ等の具体的施策を含む)

#### [審議委嘱事項]

- 1) 弁理士報酬についての調査・研究
- 2) 弁理士専権業務以外に弁理士が関与できるサービスの価格についての調査・研究

#### [委嘱事項]

- 1) 国内におけるサービス価格の実態についての調査・研究(アンケート調査も含む)
- 2) 外国におけるサービス価格の実態についての調査・研究(アンケート調査も含む)

### 2. 弁理士報酬の沿革

上記職務権限及び諮問事項等のとおり、当委員会は主として弁理士報酬に関する調査・研究と会員への周知を行っています。

弁理士報酬については、平成13年の弁理士法改正前までは同法第14条に「弁理士事務報酬標準額表」が規定され、2年に1回の頻度で弁理士事務報酬標準額表の価格が見直され、物価上昇にともなってサービス価格も1割程度ずつ上昇していた実績があります。多くの会員は弁理士事務報酬標準額表に規定された価格を参考にして依頼人に対する報酬額を決定することができました。

しかし、規制改革推進3ヵ年計画による平成13年1月6日施行の改正弁理士法において上記第14条が削除されて弁理士事務報酬標準額表が廃止されたため、これ以降サービス価格の基準がなくなりました。

独占禁止法第8条第1項のガイドライン(平成13年10月24日公正取引委員会「資格者団体の活動に関

する独占禁止法上の考え方の公表について)による  
と、資格者団体の会則に報酬に関する基準を記載する  
ことが法定されていない場合に、標準額、目標額等の  
会員の收受する報酬について共通の目安となるような  
基準を設定することは独占禁止法第8条第1項の規定  
に違反することとされています。したがって、現在日  
本弁理士会が報酬について基準を設けることはできま  
せん。

ただし、需要者、会員に対して過去の報酬に関する  
情報を提供するため、会員から報酬に係る過去の事実  
に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統  
計処理し、報酬の高低の分布や動向を正しく示し、か  
つ個々の会員の報酬を明示することなく、概括的に需  
要者を含めて提供することが許されています。その意  
味で日本弁理士会のホームページに会員から収集した  
報酬に関する情報を提示しています。

### 3. 今年度の進捗状況と今後の課題

上記諮問事項、審議委嘱事項及び委嘱事項について  
は、今年度中に答申書又は報告書を執行役員会に提出  
すべく検討を進めています。委嘱事項の内外における  
サービス価格の実態については昨年10月に会員ア  
ンケートを実施し、現在集計とその考察を行っている  
ところです。

平成13年弁理士法改正の弁理士報酬額表の廃止に  
ともない、独占禁止法第8条の規定との関係から、日  
本弁理士会で弁理士報酬額を取り扱うことは大変デリ  
ケートな問題を含みます。しかし、如何に自由競争と  
はいえ、依頼人との間で報酬額を決定する場合に参考  
となる金額が見えないことがどれだけの問題を含んで  
いるかを検討しているところです。

(原稿受領 2010. 1. 20)

本号では詳述できませんが、日本弁理士会の組織として、本部及び全国に展開する支部を紹介します。なお、  
詳細はこちらからご覧ください。URL：[http://www.jpaa.or.jp/about\\_us/location/](http://www.jpaa.or.jp/about_us/location/) (ホーム>日本弁理士会について>全国支部)

## 全国支部

日本弁理士会は、地域密着型で知的財産に関する普及・啓発活動、相談等を広く実施するため、日本全国に9  
つの支部を開設しました。

全国各支部の所在地、連絡先、地図などの情報は以下及び当会HPからご覧ください。

**日本弁理士会 本部 (東京倶楽部ビル)**

**関東支部 (弁理士会館)**

※ 2009年3月から本部は2箇所に分かれました。

### <東京倶楽部ビル>

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング14階

代表電話：03-3581-1211 FAX 番号：03-3581-9188

### <弁理士会館>

住 所：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

(特許相談予約) 電話番号：03-3519-2707 (直)

(支部全般担当) 電話番号：03-3581-1209 (直) FAX 番号：03-3581-7420

(関東支部担当) 電話番号：03-3519-2751 (直) FAX 番号：03-3581-7420

URL：<http://www.jpaa-kanto.jp/>

(広 報 担 当) 電話番号：03-3519-2361 (直) FAX 番号：03-3519-2706

(支援事業担当) 電話番号：03-3519-2709 (直) FAX 番号：03-3519-2706

(価値評価担当) 電話番号：03-3519-2721 (直) FAX 番号：03-3519-2706

## 委員会の部

**北海道支部** ※2010年2月に北海道支部は下記住所へ移転しました。

住 所：〒060-0807 北海道札幌市北区北七条西4-3-1 新北海道ビル12階  
電話番号：011-736-9331 FAX番号：011-736-9332  
U R L：<http://www.jpaa.or.jp/hokkaido/>

## 東北支部

住 所：〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-4-18 太陽生命仙台本町ビル5階  
電話番号：022-215-5477 FAX番号：022-215-5478  
U R L：<http://www.jpaa-tohoku.jp/>

## 北陸支部

住 所：〒920-8203 石川県金沢市鞍月2-2 石川県繊維会館2階  
電話番号：076-266-0617 FAX番号：076-266-0618  
U R L：<http://www.jpaa.or.jp/hokuriku/>

## 東海支部

住 所：〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階  
電話番号：052-211-3110 FAX番号：052-220-4005  
U R L：<http://www.jpaa-tokai.jp/>

## 近畿支部

住 所：〒543-0061 大阪府大阪市天王寺区伶人町2-7 関西特許情報センター4階  
電話番号：06-6775-8200 FAX番号：06-6775-5133  
U R L：<http://www.kjpaa.jp/>

## 中国支部

住 所：〒730-0016 広島県広島市中区鞆町13-14 新広島ビルディング4階  
電話番号082-224-3944 FAX番号：082-224-3945  
U R L：<http://www.jpaa.or.jp/chugoku/>

## 四国支部

住 所：〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー・サンポートビジネススクエア2階  
電話番号：087-822-9310 FAX番号：087-822-9311  
U R L：<http://www.jpaa.or.jp/shikoku/>

## 九州支部

住 所：〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-23 博多駅前第2ビル4F  
電話番号：092-415-1139 FAX番号：092-415-1169  
U R L：<http://www.jpaa.or.jp/kyushu/>

## 全国の窓口責任者（都道府県別）

知的財産支援サービス（セミナー企画，講師派遣，出張授業等）の相談を受け付けるための「窓口責任者」を都道府県単位で設置していますので，お近くの窓口責任者へご相談ください。

## ワンダーフェスティバルへの 弁理士会広告の掲載報告

### 著作権委員会

2月7日(日)に開催されましたワンダーフェスティバルのカタログに、後ろに添付します日本弁理士会の広告を掲載いたしましたので報告致します。

当該企画は、下記企画書に基づいて理事会の承認を得て、実施されたものです。

#### ワンダーフェスティバルへの広告企画書

##### 1. 趣旨

当該企画は、弁理士が著作権を取り扱う士業であることを、若手クリエイターその他造形に関わる公衆に認知してもらうことを目的します。

##### 2. 日本弁理士会が広告を出すイベント

- (1) 造形家のイベントであるワンダーフェスティバルにおいて、その入場券として使用されるカタログに、著作権に関するQ&Aを掲載した広告を掲載します。
- (2) ワンダーフェスティバルは、主としてマンガやアニメなどのキャラクターを立体化したフィギュアを造形し、それを販売する、コンベンション形式のイベントです。1992年から年2回の形で開催され、17年の歴史を有します。
- (3) キャラクターの版權処理は、イベント当日のみの許諾を著作権者から受諾する「当日版權」システムによって著作権法その他の法に則って行われています。
- (4) 東京ビックサイトや幕張メッセで開催され、その集客規模は4万人(2009年夏実績)に達します。広告を掲載するカタログは、入場券代わりになりますので、当該広告は確実に、イベント来場者の4万人の目に触れることになります。
- (5) 主催者は、ワンダーフェスティバル実行委員会ですが、実質的に株式会社海洋堂(チョコエッグなどのフィギュアの造形会社として有名)が行っています。

上述の通り、著作権委員会では、我々弁理士が著作権制度に精通している士業として活動していることを広く世に示し、社会的に同認識を高めてもらいたいと考えて、当該企画を進めました。しかしながら、こ

の広告は、弁理士の業務を直接宣伝するものとせず、著作権制度のQ&Aと、コンテンツホルダへのインタビューを通して、著作権制度を広く世に知ってもらう内容を発信するものとしました。

Q&Aパートにおいては、著作権や隣接する意匠権が、ビジネスや個人の造形に係わる活動上、どのような意味を有するのか、を整理して解説しました。また、インタビューパートでは、今回、クリプトン・フューチャー・メディアさんにインタビューを受けていただきました。著作権は人格権的な面のみならず、ビジネスの一面を有します。むしろクールジャパンを引っ張る原動力として、ビジネスの一面が大きくなってきているともいえます。しかしながら、産業ルールである産業財産権と文化ルールである著作権は当然のことながらその本質を異にします。著作権者自らが、その著作権についてどのように考えているか、を読み取っていただければ幸いです。



(原稿受領 2010. 2. 3)

知っておくだけで、もっとワンフェスが楽しくなる。

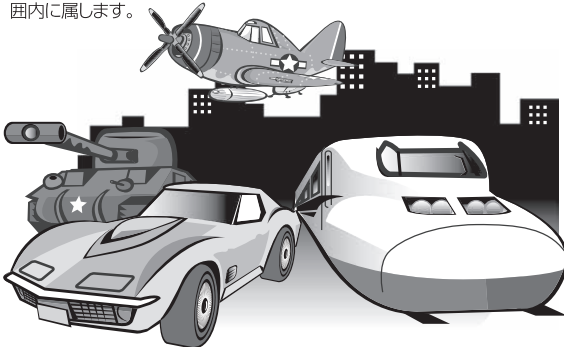
# 著作権制度 Q&A

よく耳にはするけれど、判ったようでわからないのが著作権。でも知っておくと、創作活動の心強い味方になってくれることが判るはず。ここではフィギュアなどの立体造形に関わる身近な著作権について、少し考えてみましょう。

**Q1** 実際に社会に存在する航空機や戦車や自動車は著作物ではないのですか？

**A1** 現実の航空機などは、我が国においては著作物とならない可能性が大きいといえます。

我が国の著作権法が保護する著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法2条1項1号)と定義されており、例えばコルベツト・スティンクレイや700系新幹線やなど機能的・技術的な結果として美的処理される実用品は著作物に該当しないと考えられるからです。なお、空気抵抗の小さい流線形の自動車や、ドライバーによりフィットするバイクといったように、機能的・技術的に決定される形状は、特許庁に登録することで「意匠」として保護されます。もっとも、言うまでもないことですが、ポケモンジェットや痛車を含めて自動車の外観に美術の著作物を表したものは、著作権の権利範囲内に属します。



**Q2** それでは、アニメや特撮に登場する架空の戦闘機やバイクも著作物ではないのですか？

**A2** 著作権となる場合が多いでしょう。

例えば、ガンダムに登場するトップやルグーンは、飛行機能という観点からいえば、もし実物が製作されたとして、それは必ずしも優れた飛行性能を期待できないでしょう。なぜあの形状がデザインされたかといえば、やはり視聴者へのインパクトが第一の理由でしょう。すなわち、(たとえ、飛行できなくても)視聴者に強い印象を残せれば充分にOKというわけです。言い換えれば、その形は機能的・技術的に決まったものではなく、物語に合せて造形されたものですから、まさに制作者の思想感情の創作的表現といえるでしょう。もちろん、ウェーブライダーに変形するZガンダムなど、機能的な理由付けをもって造形がされている場合がありますが、その造形の根底にあるものはモビルスーツ形態でもウェーブライダー形態でもカッコイイ造形を目指したということであって、機能的な外観に見えるそれは、機能を擬態したものに過ぎない、という言い方ができます。

**Q3** 自動車のデザインが意匠登録されている場合、その自動車とそっくりの模型を自作して販売すると、意匠権の侵害になるのでしょうか？

**A3** 原則として、意匠権の侵害になりません。

意匠権とは、新規な意匠(デザイン)に関する独占権であり、登録された他人の意匠及びこれに類似する意匠を勝手に実施をすると、原則的に権利侵害となります。ただし、侵害に該当するのはあくまでも「意匠が同一又は類似」の場合です。そして、意匠が同一又は類似の場合とは、「形態」が同一又は類似で、「物品」も同一又は類似の場合です。質問のケースでは、自動車の形と模型の形が同一(又は類似)ですが、意匠登録の物品が「自動車」と考えられるのに対して、質問者が製造・販売している物品は「おもちゃ(模型)」です。一般的に、物品の類否は機能と用途から判断しますが、物品「自動車」と物品「おもちゃ」では、物品としての用途も機能も全く異なることから、両物品は類似しません。したがって、仮に形が同じでも意匠は類似せず、意匠権の侵害になりません。ただし、最近では自動車メーカー等が物品「自動車おもちゃ」のデザインを意匠登録しているケースがありますので、その場合は注意が必要です。

**Q4** 市販のガンダムを作り、この写真を自分のウェブサイトに掲載してよいのでしょうか。

**A4** 著作権法上「公衆送信」に該当します。しかし……。

ガンダムのようなアニメのロボットなどのキャラクターに関しては一般に著作物に該当すると考えられます。そうすると、写真の被写体である模型自体が著作物と考えられるため、インターネット上に写真を公開することは、原則として、当該キャラクターに関して著作権者が有する権利(公衆送信権等)を侵害する行為と考えられます(著作権法23条等)。とはいえ、模型は、単に作ることだけが目的なのではなく、購入者は完成品の観賞までを目的に購入し、権利者側にしても、ここまで想定した上で許諾や販売をしているのが通常とされます。したがって、購入者による一定範囲の観賞の用に対しては黙示の許諾がある(またはこのような行為にまで権利を及ぼすことは権利の濫用である)と考えることができると思います。なお、既存のキャラクターの自作模型をインターネットで発表することは、上記の市販の模型についての解釈と同じというわけにはいきません。確かに、どんな有名キャラクターであっても、個人が自作模型を作ること自体は「私的複製」に該当しますから問題はありませんが(著作権法30条)、ひとたびインターネットに掲載されてしまうと「公衆送信」の問題になるので、この権利制限規定が利かないためです。「fg(エフジー)」などの模型の投稿サイトが人気を博している現在、「なにをいませら」ということですが、法律上、両者は区別されるということを知っておいてください。



イラスト・デザイン タッス松本

**Q5** 建築物にも著作権があるって聞きましたが、例えば、東京ビッグサイトのリアルな模型を作って売るのはダメですか？

**A5** 問題はないと思います。

建築物は、創作性を有する建築芸術であれば建築の著作物として保護されます(著作権法10条1項5号)。東京ビッグサイトは、実用的な通常のビルとは異なり創作性があると思われるので、建築の著作物といえるでしょう。しかし、原則として、建築の著作物は著作権者の許可なく利用することができません(著作権法46条)。建築物を建築により複製する行為は自由利用の例外規定になっています(著作権法46条2号)、ここで、「建築による複製」とは、著作物を有形的に複製すること、つまり、建築の著作物と同じ建築物を建築することをいいますので(著作権法2条1項15号)、模型の作成は「建築による複製」には該当しません。また、原著物を変形して創作された著作物は二次的著作物として原著物の効力が及びますが(著作権法28条)、変形とは絵画を彫刻にするなどの表現形式の変更を意味しますので、模型を建築物の変形と見るのは無理でしょう。したがって、東京ビッグサイトの模型を作って販売することは建築物の著作権侵害にあたらないでしょう。

**Q6** 有名なアニメ作品をモチーフに、フィギュアを作成する予定です。それがオリジナルとは関係ない著作物と認められるためにはどの程度違っていればよいのでしょうか。

**A6** これは難しい質問です。

例えばオリジナリティにあふれた著作物があったとしても、すべてを一から創作した、という作品は皆無のはず。しかし、一口にある作品のキャラクターをベースに造形を行うといっても、デッドコピーなのか、真似したのか、モチーフとしたのか、パロディなのか、リスペクトしたのか、オマージュなのか、インスパイアされたのか…など多様なレベルがあります。全く別な著作物と認識されるためには「既存の著作物の修正増減に創作性が認められ、かつ、原著物の表現形式の本質的な特徴が失われてしまっている」必要がある、とする判決があります(アンコウ行灯事件 京都地判H7.10.29 H6(ワ)2364)。したがって、フィギュアがアニメ作品に登場するキャラクターの特徴を継承し、その特徴的表現が残っている場合は未だ全く別の著作物とはいえないでしょう。その範囲に属する限り、その変形の程度が低い場合は複製物(著作権法21条)として、その変形の程度が高い場合は翻案物(著作権法27条)となるものと思われる。

**Q7** アニメ作品をモチーフとしながら、それに独自の創作が付加されたすばらしいフィギュアも存在します。これらは著作物といえないのですか？

**A7** 著作物ですが、オリジナル作品の翻案物であり二次的著作物といわれます。

フィギュア自体、著作物として保護されますが、その著作権と同等の著作権をオリジナル作品の著作権者が有するので(著作権法28条)、同オリジナル作品の著作権者の許可がなければ、そのフィギュアを製造(複製権)、販売(譲渡権)できないこととなります。例えば、オリジナリティが高く二次的著作物に該当するフィギュアがあるアニメ作品をベースに造形されており、さらに、そのアニメ作品にマンガの原作がある場合は、そのフィギュアの製造販売はアニメ作品の著作権者と原作マンガの著作権者の許諾を受けなければいけないこととなります。ただし、現実には原作マンガの著作権者と出版社とは商品化管理契約を結んでいる場合が多く、かつ出版社がアニメ作品の製作委員会に入ることも珍しくないため、製作委員会の中でマンガ・アニメ作品のフィギュアに関する商品化権が一元管理されている場合が多いと思われる。



立体造形に関わる著作権について、少しでも疑問が解消されたでしょうか。著作権の判断はケースバイケースです。著作権制度に関する疑問があれば、お気軽に、弁理士にご相談ください。



日本弁理士会キャラクター「ほびよん」

著作権制度を伝えたい  
**日本弁理士会**



スペシャルインタビュー  
Special Interview

## 伊藤博之×日本弁理士会

クリプトン・フューチャー・メディア株式会社 代表取締役

クリエイション

イマジネーション

# 著作物の創造と想像。

著作権の都合により  
掲載できません。

ワンダーフェスティバルは当日著作権という著作権に基づいた制度を採用していますが、一方でクリエイターとコンテンツホルダー（著作権者および著作権管理者）の間には、立体造形化の申請とその許可、不許可という限られたコミュニケーションしかありませんでした。この企画は、立体造形に対し、または当日著作権というシステムに対し、コンテンツホルダーがどのような考えを持って当日著作権の審査を行っているのかを少しでも掘り下げてみよう、という考えの下で生まれました。今回のゲストは、キャラクター『初音ミク』のコンテンツホルダーである、クリプトンフューチャーメディア株式会社の伊藤博之さんです。

\*

**日本弁理士会：**今回はインタビューを受けていただき、ありがとうございます。さて、巷では『初音ミク』が社会的現象と言えるほどの認知度を得るようになってきました。『初音ミク』の出発点はなんだったのか、お教えてください。

**伊藤：**弊社は「音で発想するチーム。」をスローガンに、サウンドに関連する様々なソフトウェアやサービスを提供してきた会社です。2007年当時は、特にパソコンで生楽器の音色をシミュレートする分野に力を入れておりまして、人の歌声を合成するヤマハ株式会社の「VOCALOID」技術にも早くから注目しておりました。

そのような中、「声優さんの声で歌声を合成できたら？」という好奇心を出発点として、「歌を歌うソフト」という当時としては異色のコンセプトを分かりやすく伝えるためのキャラクター性の付与など、様々な検討を重ねた結果生まれたのが「キャラクター・ボーカル・シリーズ」の第一弾である「初音ミク」です。<<http://www.crypton.co.jp/vocaloid/>>

**日本弁理士会：**しかし、クリプトンさんがDTM（デスクトップミュージック）ソフト『初音ミク』を出される前にもボイスサンプリングソフトは存在したということですが、これだけファンを増やした貴社VOCALOIDのキャラクターの魅力はなんなのでしょうか。

**伊藤：**今までのボイスサンプリングソフトでは「キャラクターを設定する」という試みが積極的になされてきませんでした。『初音ミク』は、従来の合成音声よりも「生々しい声」をもちました。この声は、ロボットのようなキャラクターよりも美少女の姿をした人間に近いキャラクターに高い親和性がありました。従来のボイスサンプリングソフトでは「キャラクターを設定する」という試みが積極的になされてこなかったのに対し、キャラクター性の付与という点において、これが良い方向に作用したと考えています。また、自由度の高いボイスサンプリングと、キャラクターを操ってオリジナルの歌唱・音声を伴う作品を発表するという行為自体が、「初音ミク」が発売された2007年8月当時にとっては大変センセーショナルなことでした。これが創作意欲の高い、あるいは情報感度の高い皆様に注目され、インターネットネットメディアにも取り上げていただいていたことが、広くご支持をいただくことにつながったのではないかと思います。

タイトル:「アンブリチュード・モジュレーション」 by 柔日重兵衛 <http://www.piapro.jp/tokyouvenue>



◎伊藤博之  
Hiroyuki-Itoh

【クリプトン・フューチャー・メディア株式会社】

平成7年7月設立。札幌に本拠地をおく。音響素材の輸入販売事業から始まったが、現在は、独自のサンプリング音源の開発・販売までも手がけている。平成19年に販売を開始した音声合成ソフト「初音ミク」がヒット。同ソフトを使用して作成された楽曲「みくみくにしてあげる♪【してやんよ】」、「メルト」、「ワールドイズマイン」、「桜ノ雨」などが動画投稿サイトでブレイク。それにともなって、キャラクター「初音ミク」もいまや社会現象的な認知度を得ている。同社の音声合成ソフトには、他に「鏡音リン・レン」「巡音ルカ」「KAITO」「MEIKO」があるほか、ソフトからは「亜北ネル」「弱音ハク」「咲音メイコ」など、多様なキャラクターが派生している。

**日本弁理士会：**これだけ社会的に影響を持つようになった「初音ミク」ですが、クリプトンさんは「初音ミク」をはじめ貴社のVOCALOID関係の著作権について、どのようなスタンスをとっておられるのでしょうか。

**伊藤：**まず、著作権法とは本来、作品を作ったクリエイターに正当な対価を保証して文化活動を促進させるためのしくみだと認識しています。

ですので、弊社としては、弊社製品の価値に便乗して不当に儲けようとする行為と、弊社および弊社製品の価値を著しく傷つける行為を除き、クリエイターの皆様に弊社製品のキャラクターを二次創作していただくことに対して、著作権による縛りを過度にかけることは基本的に必要ないというスタンスをとっています。

今までのキャラクタービジネスでは、権利者は二次創作に対しては黙認し、見過ごせない行為に対して必要なときに法的な措置を行うのが普通でした。しかしそれでは、二次創作クリエイターにとってはなにかができてなかにできないのかわからない綱渡りのような状態が続くこととなります。クリエイターの立場が不安定であることは好ましいこととは思えません。

とはいえ、クリエイターおひとりずつに対して、その二次創作行為に一件ずつ許諾をおこなう、というのも現実的には難しいことです。

そこで弊社は、クリエイターの皆様に「こうした二次創作であれば行えます」という内容を示した上で、弊社キャラクターを著作権法の枠を超えて使っていただけるような枠組みをつくっています。たとえば、弊社キャラクターの二次創作物として最も数が多いイラストであれば、弊社が運営するウェブサイト「ピアプロ」に投稿していただくことで、弊社とイラストの作者双方の著作権処理が自動的に行われ、そのイラストを他のクリエイターがお使いいただけるようにしています。

弊社は現在、このような二次創作と著作権に対するスタンスを、「ピアプロ・キャラクター・ライセンス(PCL)」としてまとめ、弊社サイトで公開していますのでご覧ください。

<<http://piaopro.jp/license/pcl>>

**日本弁理士会：**いま、お話に出ました、PCLというシステムとは、簡単に言うところのどのようなものなのでしょうか。

**伊藤：**PCLとは、クリエイターが営利を目的とせず、かつ対価を受け取らない場合であれば、弊社にご連絡いただかなくても弊社キャラクターを利用できるようにするライセンス契約です。

ウェブ空間の発展によってキャラクターを利用した作品の数は莫大に増えましたが、そのほとんどは良識的な利用であると考えています。そのような作品については、弊社や第三者の権利を侵害せず、公序良俗に反しない限り「原則OK」というお約束をするのがPCLというシステムです。こちらも、動画により説明した弊社サイトがありますのでご覧ください。

<<http://piaopro.jp/intro/>>

**日本弁理士会：**それでは、ワンダーフェスティバルの当日版権は、どのような位置づけになるのでしょうか。

**伊藤：**ワンダーフェスティバルでは、二次創作物を有償で頒布されるのが

通常ですから、弊社製品のキャラクターについてはPCLの許諾範囲外となります。

ただし、この頒布行為は、数量、期間、場所が限定されたものですので、適切といえるものについては許諾を行わない積極的な理由はございません。そこで、当日版権システムによってクリエイターに許諾を差し上げたうえで頒布を行っていただいております。

当日版権は、こうした意味において権利者とクリエイター双方の調整を図るよいシステムだと思います。

**日本弁理士会：**最後に、「初音ミク」を含めたVOCALOIDキャラクターの保護者として、クリエイターさんにメッセージをお願いします。

**伊藤：**従来の一般的な「キャラクター」が、出現したときにはすでに完成されたものだとなれば、弊社製品のキャラクターは、弊社が有するオリジナルを共通の土台として、クリエイターがおひとりごと自ら創作してゆくものなのだろうと思います。

そうしたキャラクターの権利を有する立場として申し上げますと、クリエイターの皆様には、「キャラクターに関わる全てのひとびとの存在を意識していただければ」と思います。皆様の創作表現のひとつひとつが良くも悪くも、めぐりめぐって周りの人々に波及効果をおよぼしていきます。その効果が積み重なって、「初音ミク」をはじめとする弊社製品のキャラクターを成立させているということ、創作がひとりのためのものだけではなくて、ということに思いを及ぼしていただければ願っています。

**日本弁理士会：**なるほど、新たな「創造」を行う際には、それまでに関わってきた人たちのことを想い描くという「想像」が必要ということですね。ありがとうございました。

著作権の都合により  
掲載できません。

タイトル:「雲海とミク」 by タツリ <http://www.piaopro.jp/tatsuri>

著作権制度を伝えたい  
**日本弁理士会**